

喜左久、西條芳次郎、梅原順治、渡谷順誠、松尾啓三、以上十名を一月八日
昭和二十四年一月二十七日印刷
参議院議員 荒井 八郎君
昭和二十四年一月二十八日発行
参議院事務局 印刷者 印刷局

第五部

参議院法務委員会(第四回)継続)会議録第三号

昭和二十四年一月七日(金曜日)

本日の会議に付した事件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件(甲府事件に関する件)

午前十一時十五分開会

○委員長(伊藤修善) これより檢察並びに裁判の運営に関する委員会を開きます。

○証人(丸山幸右衛門君) 私丸山幸右衛門でございます。

○委員長 では先ず宣誓をして頂きます。

「証人起立、証人は次のように宣誓を行つた」

宣誓書
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 丸山幸右衛門
「委員長退席、理事岡部常君委員長席に著く」

○理事(岡部常君) どうぞお掛け下さい。丸山さんはお所はどこですか。

○証人 私は山梨縣東八代郡相模村野呂三百九十三番地に居住いたしております。

○理事 職業は。

○証人 職業は財団法人山梨少年農民道場長として、家庭では農業を営んでおります。

第五部 法務委員会(第四回)継続)会議録第三号 昭和二十四年一月七日【参議院】

○理事 農業の傍ら何か保護事業をやつておられますか。

○証人 さうでございます。

○理事 お年は幾つですか。

○証人 五十五歳になります。

○理事 本日もう御承知でもありませんが、甲府檢察正官舎の敷地問題、或いは法律専門学校の事件、或いは少年の町の問題、いろいろございまして、それに關して証人としてお呼びしたわけがあります。先程宣誓をなさいました、宣誓の上は、それに違反いたしませんと処罰されますから、その点は予め御承知置きを願つて置きます。

○証人 よろしいでございます。

○理事 お伺いたしますが、只今の甲府檢察正池田九郎氏は御承知でございますか。

○証人 存じております。

○理事 どういう關係でお知り合ひでございますか。

○証人 保護團體法によりまして犯罪少年の委託を受けておりますので、甲府の方へ御赴任なさつた節、私の道場を視察に参りまして、そのときに初めて池田檢察正にお会いいたしました。

○理事 保護事業關係だけのお知り合ひでございますか。

○証人 さうでございます。

○理事 そうすると、あなたの保護事業をお始めになつたのは余程古いことでございますか。

○証人 はあ、私は昭和十九年に始めました。

○理事 それまで何か外の保護事業をやつておられたのですか。

○証人 それ前には少年保護司としまして嘱託を受けてまして、觀察等をやつておりました。

○理事 それは余程長い間でございますか。

○証人 それは長い間ではありませんでございました。

○理事 只今の少年保護の仕事はどういふふうにしてやつておられますか。

○証人 只今は静岡の少年審判所から委託を受けまして、現在は私の所有にかかる土地等に、日常は生徒の勤務意慾を高揚させるために手傳いをさせております。

○理事 何名ぐらい收容しておられますか。

○証人 收容人員は五十名ぐらいの程度でございますけれども、戦中中は沢山の人も参りましたんですが、最近いろいろ何かと手許の都合もありまして、現在は七名おります。

○理事 五十名が收容定員でございますか。

○証人 さうでございます。

○理事 それで現在七名おる……。

○証人 はあ。

○理事 その少年保護事業の連合保護會長ですか、檢察正は今……。

○証人 はあ。

○理事 やはりその關係は相當密接なものでございませうね。

○証人 保護會の方とも密接な關係はございます。ございませうけれども、私たちが保護司の職にある者が、縦の連絡より

りかも横の連絡を圖つて、お互に研究し合うというふうな關係で、山梨縣少年保護司會というものを先年設立いたしました、専ら保護司の諸氏は保護司會を中心に活動をしておりますので、たま／＼私に會長をやれというふうなことで、それを引受けております。

○理事 檢察正はその何が役員になつておられますか。

○証人 役員は、顧問というふうな……。

○理事 顧問ですか。

○証人 はい。

○理事 そうすると、こちらの折衝は余りに繁くないわけですか。

○証人 繁くはありません。

○理事 そうすると、あなたの保護事業の關係で、役人の折衝は、一番静岡の審判所ですか。それが主ですね。

○証人 はい。

○理事 檢察正とは先程連合保護會長との關係で、土地が狭いことですか、相當私交上にも御關係になるでせうね。

○証人 さうでございます。私は役所へ参りまして、檢察正はカトリックの信者だというふうなことで、私は日本キリストの方の關係で、信仰を持つておりますので、信仰上のお話はと／＼でございます。

○理事 そうですか、その方では相當深くお交わりますか。

○証人 別に深く……多忙なものですから、折々お行き合ひしては短時間

お話するような機会はありますのでございませう。

○理事 一緒に酒食を共にするというふうな御交際はありますか。

○証人 ありません。ただ保護司會の總會とか、或いはお出でになつたときにと／＼というふうな、私のところへは前後三回程参りました。

○理事 あなたは酒はお上りになりますか。

○証人 私は酒はたんと頂けないのでございませう。

○理事 宗教の關係ですか。

○証人 宗教の關係はかりではありません。休養の關係です。

○理事 池田さんは飲むにやありませんか。

○証人 先生もさ程の量はお飲みにならないようです。

○理事 一緒に会食するとかいうようなことは余りないわけですね。

○証人 ええ、ありません。

○理事 それでも檢察の仕事などで、何か頼みに行くとかいうふうなことは、もうできる間柄でございませうね。

○証人 そいうことは私はいたしませんでございませう。

○理事 そうですか、併しまあこゝ言つておられれば、或いは犯罪を犯した少年を、いわゆる貰下げといつたやうなことも、これはありがちなことなんです、そいうことはございませうか。

○証人 私はありません。

○理事 話が変更ですが、上村文一君を御承知でございますか。

○証人 はい。存じております。

○理事 どういう御関係ですか。

○証人 これは私の親戚に、重崎町という所がございまして、あそこは叶屋という酒屋がございまして、その番頭を上村はやつておりました。

○理事 上村君の御主筋と御親戚ですか。

○証人 さようでございます。

○理事 上村という人はそこで番頭ですか、丁稚ですかから仕上げた人なんですか。

○証人 さようでございます。

○理事 どんな人となりでございますか。

○証人 商人としてなか／＼主人思いでございます。数ない努力家でもありますし、なか／＼商才は持つておつたようでございます。

○理事 今はなか／＼成功しておられるそうですか。

○証人 随分成功いたしましたようでございます。

○理事 そういふ方は、前途有望だと見て、主人の方でも引立てたわけですか。

○証人 さようでございます。

○理事 そうすると、性質のいい人なんですね。

○証人 はい本当に。

○理事 商賈人としては立派な人ですか。

○証人 要するに、気持は竹を割つたような気持で、さつくばらんです。

○理事 それでも上村君は、何か競争中ですか、葡萄酒の闇をやつたのは御

承知でございますね。

○証人 葡萄酒の闇は存じております。新聞などで見ましたので、私も関係がありましたから、差入れに一度……。

○理事 そうですか、そのとき何か上村さんのためにあなた働いておやりになったのですか。

○証人 いいえ、上村さんのためには……。

○理事 差入れだけでございますか。

○証人 差入れだけでございます。

○理事 何か検事局の方に、本人の人格の証明とかいふようなことはなされたのですか。

○証人 いいえ、絶対ございません。

○理事 事件の内容などには触れてお申出に……。

○証人 内容は、私の方は、その後出ましたので、君間違つたことをしたじやないか、今後そういうようなことをしちやいかなというようにことを言つて成めたことがありまして……。

○理事 御承知のように、執行猶予になつておりますね。罰金は十万円でございますけれども、懲役の方は執行猶予になつております。

○証人 予には大体保証が要るわけですか。そういうようなことはあなたはお立ちになつたというような関係はございせんか。

○証人 ございせん。

○理事 それでも聞くところによりますと、それから後に上村君を検事正にあなたは引合せたというようなふう……。

○証人 はあ引合せましたです。

○理事 それはその事件の後でござい

○証人 後でございまして。

○理事 その執行猶予になつたのを機会に引合されたのですか。

○証人 それは何でございまして。私が出申した際に、上村氏が経営しておる映画館に参りまして、いつもより大分沈んだ気持で、どうも活動館の経営もなか／＼えらい、これはどうしたもんか、というふうな非常に沈んだ態度がありまして、君、経済的にさううまいことばかりあるわけはないので、そんなことを、はたでは映画館なんて大分評判がいいが、併し内容はそんなものかね、入つて見て、はたで見るようなものじやないかね、といふようなことを私も話しまして、そのちよつと以前に、上村さんの兄さんと性質がちよつと違ふような、上村さんと性質がちよつと違ふような、本当に眞面目な方でございまして、穂足村という所でございまして、穂足村の草刈場というので、以て、農村のことでございますから、山に草刈場というのがあります。そこへ引揚者ですか、農業者の何ですか、開墾するといふようなので、縣がその何といふ山だつたのですか、そこにまあ入植するといふような……、村の人たちも案外入植されても何だが、村でも極力起すじやないかといふような話でございまして、是非一つ自分たちもここに進出したので計画しておるが、若し丸山さんのところで少年を、極く手すきのときでいいから五、六名貸して欲しい、さうかね、さういふうなどところで君たちも何するならばというので、私の方では少年七名、寝具全部携帯しまして、さうして應援に参りましたのです。一ヶ月ばかりお手傳いをして何しましたところが、上

村さんの兄さんの方が、私にも話がありましてしたが、静岡の審判所の方へ連絡しまして、独立したいというお話を先さんへ行つて話を付けたらしいのです。さういふようなことがありまして、ああ独立も結構だろう、君も一つ社会のために盡して呉れないか、私は取立て何もいから、おやりなさ、い、さう言つて、その團體の交渉を始めてなつたと思ひます。それは独立は結構だといふお話がありましたので、私の方では七人の少年を引取りまして、寝具から何から持つて帰りましたのです。それで私も開設するとき、田部検事正の御厄介になりました、何とか名前を付けて受けたといふ話から、田部検事正がそれでは山梨少年農民道場と付けたらいいだろうというやうなことがあつたが、君のところではあつたから、池田検事正に名前を付けて受けた。どうだ是非一つ私も知らないけれども、検事正を紹介して欲しい、さういふやうなことで、上村さんの経営をするその保護團體の名前を付けて貰うやうに……、上村君を紹介いたしましたのです。

○理事 先程映画館に行つたとき、上村さんしよげていたというお話でしたね。

○証人 それで映画館ですね、そのときに二階から、それじやもうお帰りになる頃だから、役所も何だし、紹介するから名前でも付けて受けるようにしたらいいだろう。こんなやうなことで……。

○理事 それで官舎にでも行かれたのですか。

○証人 はあ官舎に。

○理事 近くだから……。

○証人 はあ。そのときに本當の玄関口で紹介して帰つて参りました。

○理事 上村君も映画館なんか面白く行きたいと言つてしよげていたので、商賈といふものはさう面白くないことばかりじやないからといふやうなことで、あなたは黙つてやつたのですか、そのときに何か上村君も働けた仕事の話でもありませんでしたか。

○証人 はあありません。その後検事正と知合ひとなつたのは、本當にそのとき初めてなのです。私もまだそのときに検事正と何しましたのは、三、四回の顔合せのときのものでありますから……。

○理事 検事正赴任後、さう時が経つていないわけですか。

○証人 経つていなかったと思ひます。まあ記憶しておりませんが、私が上村氏を紹介いたしましたのは、四月の上旬じやなかつたかと思ひます。

○理事 そうすると二十二年ですか。

○証人 はあ二十二年だつたと思ひます。

○理事 その当時上村氏が経営しておるオリオン・パレスという映画館の直ぐ隣が、今度問題になつておる検事正官舎の敷地ですね。あすこを換えて貰つたらいいのだがという話は出ませんでしたか。

○証人 それは出ません。そんな時間もなかつたのですから。

○理事 何か商賈になるのじやないかといふ考を先生は持つていたのじやないでしうか。そんな氣配は分りませんか。

○証人 そんな氣配は……私は少しも

すけれども、まだ検事正の官舎の隣は

土地問題といふようなことは、上村君

て、ひどい目に会つたと言ひくらしい

を振つて何した。相手が悪かつたなあ

すけれども、まだ検事正の官舎の隣は

んか。
○証人 そんな氣配は……私は少しも

すけれども、まだ検事正の官舎の隣は前通りの方に何か工場がありますが、そこは空地があるのじやないかと思ひます。

○理事 將來は屋敷町にでもなり得る所ですか。

○託人 はあ。

○理事 それから専門学校の問題です

ね。法律専門学校。それから少年の町の問題なんかについてはどんなお感じ

ですか。

ては……。

法律専門学校です。

○証人 法律専門学校ですか。法律専門学校、これは大分検事正もお考えに

なつて、とにかく警察官の將來の養成
というように、法律知識等を何

することは大變結構なことだと、殊に又六ヶ月や半年で、警察官になるとい

うことは、なか／＼えらいことだろうが、とにかく去學學校において、目当

教養を積んで入ることは、優良な警察

官の養成ということにおいて、目的はいい目的だと、併しこの設立の動機は

非常によろしいとも私たちは思つておりますし、一般も何しておりますが。

○理事 問題は、実は寄附問題ですがね。

○証人 寄附問題は、私はこういふ

人に設立の手續ですか、認可になります。

してですか、とにかくその索附問題は、大麥寄附を出し合つた形にして、結局

財團法人というようなことで、趣旨は、寄附行爲による趣旨というようなこと

で、その形であります。皆理事になつて、多量にやないでしようか。私の方

○狂人 前から知っております。

○理事 それはどういふ關係で御存じですか。

○証人 何か以徳会でございますと、私、以徳会の理事をしておりますので、そういうような關係でたま／＼會合があつてそういう席上でそんな話

が、非常ないい構想で、極力一つ
お力添えをしましょう、こんなことか
らしまして始会をあそこへ置いたとい
うことになっております。

○理事 お金は幾ら寄附なさいました
か。

○証人 十万円。
○理事 その他に敷地を寄附されたのですか。
○証人 敷地は寄附してございませ
ん。代金を頂いて賣ることになったの
であります。

○理事 そうすると、その代金といふのは一体どのくらいの代金ですか。
○証人 全部で五十何万円くらい頂くことになっておりますが、その内寄附した中から十五万円だけ頂いたのではありません。

○理事 その地價はどんなふう
に……。
○証人 地價は成るべく安くあれしよ
うということからしまして、市價の半
分という價格でもありませんが、やや
それに近い價格で以て、私の方の土地

も非常に以前の安いものでございますから、こういうことが非常に社会事業でいい、こういうふうに考えましたものですから、高く賣つて利益を得るといふようなことよりも、これを設立するのはいい趣旨だから、成るべく安く

提供しましょう、こういうような考え方からしまして……。

○証人 関係ありません。

るのはいい趣旨だから、成るべく安く提供しましょう、こういろいろな考え方からしまして……。

○証人　ちよつと町外れなものですから、学校とか、工場というところには

○**説人** 程から申上げたわけであり
す。よろしければいらつしやいとい

りますか。

係ないことですか。

ども……。

うか。
○証人 あると思います。
○証人 百五十万円とどれくらいか。
念を持つておられる。
○証人 これは私にやれというお話でございましたが、私も非常に忙しい体
ます。
○証人 山上に大きな十字架を立てて夜でもよく見えるようにするとか、聖
少年の町の問題、こういう三つの事件があるのではありませんが、それについてお尋ねしたい。先ず第一に、上村文一

の方は十ヶ月でしたか、八ヶ月でしたか、そういう求刑をしましたか。
○証人 はあ、それで判決は。
○証人 判決は懲役刑の方は求刑の懲役刑の言渡しがあつて、三年間の執行猶予、それから罰金の方はそのまゝ十万円。
○証人 はあそうですか、その罰金はどうなりましたか。
○証人 罰金は納まつたと思ひます。
○証人 それ以来はどういう関係で交際しておられますか。
○証人 交際というのとは別にないのですけれども。
○証人 ございせんか。何でも上村氏は、それから保護事業を始めていますのですね。その保護事業を始めたことについては何か御交渉はありますか。
○証人 始めたことについては別段知りません。
○証人 何か御相談ありませんか。
○証人 別にありません。
○証人 保護事業については何か御相談に預かつたようなことはありますか。
○証人 別にありません。
○証人 そうすると、それ以来はただ顔見知りという程度だけですか。檢察廳には随分出入するのですか。それだけでなく実は甲府の檢察正官舎のいわゆる交換問題というところについては、随分檢察局とは密接なる関係に立っているわけですが、その間においてあなたは何か交渉はありますか。
○証人 私と直接交渉というのではありません。ただ上村の建てた家に現在住んでいる、建てた官舎に住んでいるという、そういう関係です。
○証人 それでは、上村氏が保護事業家になり、又更に官舎の移轉問題、新築問題等に関係するようになったから、檢察廳とは非常に密接な関係に立っているわけですね。それで現在檢察廳全体、或いは檢察正とはどんなふうな関係になつておりますか。あなたの御覧になつたところで一つ言つて頂きたいと思ひます。
○証人 別段どうということもないです。大体保護事業は上村の兄貴がやつておつたと思うのですが、ずっと前から。それで実際の保護事業を弟の文一がやつていた。そんな関係が前からあつたのじゃないですか。それで私が事件を扱つた以前から、上村は自分の名前ではなくて、兄貴の名前で保護事業に従事して実際の仕事をやつていたというふうに記憶しています。
○証人 先程の檢察廳との関係は、大して深くないようにおつしやいましたけれども、この官舎問題というものは、相当客観的には大きな問題であるように思ひます。又法律専門学校の問題、もう一つは少年の町の問題ということも、これは相当地方としては大きな問題ではないかと思ひます。殊にいろいろ新聞種になつてゐる或いは社会の噂になつてゐるという点から見ると、そう輕視できないように思ひます。それが、同じ檢察廳内におられて、そういうふうに軽くお考えになつておるのですか、本當に。
○証人 いや、軽く考えておるというわけではありません。併し世間がこれをどういうふうに見ておるかということとは、むしろ新聞種になつたがために、その世間の注視的になつておるというふうに考えられます。
○証人 檢察廳本來の仕事としては當り前のことをやつておられると思ひますか。
○証人 檢察事務そのものは別段何の動搖もありませんし、それから法律専門学校の、少年の町とか、そういう問題とは実は私は知らないのです。官舎の換地の問題も、これも私は知らないのです。ただ受益者である、受益者と言ひますか、とにかくその官舎におるのですから、そういう関係だけで他には何の關係もありません。
○証人 併し世間の噂の中に入つておられるのではないですか、あなたは。
○証人 私は別段……勿論檢察廳として檢察正がいろいろのことを言われまゝから、檢察廳全体いろいろのことを言われる、その一人であるということにはなるかも知れません。それはまあ事務官でも同じことだらうと思ひますが、特に私がその事件に関係したという事はないわけですね。
○証人 その事件に關しては全然無關係でいらつしやるのですか。
○証人 そうです。
○証人 併し問題になると、どうもこれはやり方がまずかつたというふうなことはお考えになりますか。
○証人 そのやり方はどういうやり方をしておるかというのを私は知りませんから、別段その……いろいろのことを新聞では書いていますが、それに対して又檢察廳としては、書くことは商賣ですから一向差支えないといつたような態度をとつておるわけですね。
○証人 あなたは檢察を何年おやりになつておりますか。
○証人 八年ぐらゐになりますか。
○証人 從前は檢察廳にはこんな問題はありませんでしたか。
○証人 はい。
○証人 裁判所がやつておりましたね、その新しい問題がここにできて來たわけですね、それについてはどんなふうに思つておりますか、敷地問題ですね、交換するとか、あなたが住まつておられる家を或る個人から寄付させるということから問題が起つておるわけですね。それについてどんなふうにお考えですか。
○証人 それについては私としては非常に有難いということしかないわけですね。
○証人 それはまあ個人的ですね、併し公に之に於て役人として、又檢察陣営の一人としてどういうふうにお考えになりますか。
○証人 それに終まつて犯罪があつたとかいつたようなことは、これは別ですけれども、別段の不正がないということならば結構なことだと思ひます。
○証人 それは國有財産法とか或いは會計法とか、或いは罹災土地の特別の法令などがありますね、そういうものをすつかり考慮に入れての話ですか。
○証人 そういふ方面がどういふふうになつておりますか、具体的にさういふものをよく知らないのですから、どういふふうに行われたか知りませんが、それは分りませんが、そういう關係が適法に行われておるものなら差支ないことだらうと思ひます。
○証人 そういふふうなことに、檢察廳の中で何か具体的な問題に觸れて御研究になつたでしようか。
○証人 それは、私たちとしては檢察正のやつておることですから、別段私たちが容喙する必要もないし、大体そういう暇がありませんから、檢察事務は実に忙しいですから、現在……

○理事 そんな御相談は全然なかつたのですか。

○証人 全然ありません、私に対しては……。

○理事 まあそういうふうな、いろいろな問題の渦中に長官が投じておるときに、やはり部下におられる方なら心配して助言をされとか、進言をされとかいうようなことがあるように思われますが、ありませんか。

○証人 全然ありません。

○理事 あなたなさろうと思わなかつたか、タッチしない方がいいと思わなかつたのですか。

○証人 これは、むしろ検事を信用しておりますから、そういう職務はむしろ次席検事がやるべきであつて、我々まあ平検事はやらないでもいいというふうな考え方をしておつたわけなんです。

○理事 それで次席検事とはそういうことでお話になつたことはありませんか。

○証人 ありません。

○理事 廻りますが、その当時の検事諸君の宿舎は非常に困りになつておつたようですが、その状況を、実際のあなたの体験を……。

○証人 私自身が先程申し上げたように、一昨年の一月の下旬に赴任したわけですが、その当時は、家が勿論ない。私は甲府から東京へ轉任した人を入れ代つたわけですが、私それまで南方にいたわけですが、それではあつて来て、発令になつて復職したわけですが、私の家は東京にあるわけですが、ところがそれは非常に手狭でして、親や兄弟がおりますから、甲府の人とその家を取換えるということができない、そ

こでその甲府の人も家族を置いて、單身アパートに住むということになつたわけですが、私も結局單身赴任して旅館に住むということになつたわけですが、大体家がないのに、そんな人事をする、こと自体が馬鹿げておるといふふうに私は思つたわけですが、それども、その行つた当時一ヶ月ばかりは旅館に泊つておつて、そうして家を探したわけですが、ところが勿論なか／＼ない。ところがやつと警察の司法主任が探して呉れた、その探して呉れた家というのが、役所から歩いて二十五分くらいなのですが、先ず一口で言えば、場末です、土手下の、長屋なんです。土手下の、風が吹くと土手の砂がばつとかかつて来るような所です、低いのです。それで五軒長屋であつて、私が借りることにしたのとは一番端つこの家なんです、隣りは植木屋さん、その次がブリー屋さんです。その次が駄菓子屋さんです。それから一番向うの端が放送局に勤めていてとかいふ人です。それでがらつと開けると直ぐ八畳の間がありまして、その向うが四畳で、その向うが台所なんです。それだけの家なんです。そういう……。

○理事 それは以前からある家ですか。戦争前から……。

○証人 ええ、戦争前からです。長屋です、つまり。これは荒川という川の向うにあるものですから焼けたやつたのです。それで、そこをどうだと言われたのですけれども、まあ環境としては非常に悪いわけなんです。勿論こんな時代でなければ検事の住むような家じゃないわけですが、併し外にありませんから、しょうがないからそれを借りて、まあ女房なんかも連れて来てそこ

に住まつていたわけですが、それから私の経験はそんなものですが……。

○理事 外の方は……。

○証人 後藤検事というのが又私のあとから赴任して来ました。これも勿論家がないのです。それで後藤検事に言わせると……私は実際に見たわけではないのですけれども、傳聞ではありますけれども、二階というのですが、すけれども、分らないのです。私自身が見たのでありませんから。何でも板の間でもつて、畳が敷いてあるのは端つこの方だけであるというふうなことが、驚くべきところがあると言つておりました。これは間もなくそこを引拂つて普通の宿屋に一間を借りて、現在では谷村の方に行つて、谷村の官舎にいますけれども……それから私の前にすでおつた石川検事ですね、これはとにかくその当時一軒の家を借りておつたのです。ところが最初のうちは障子だけでもつて、戸がないとかいふのです。それでそこは泥棒に二回ばかり見舞われております。まあ環境が余りよくない場所であつて、周囲にそういう犯罪者や何かいた所ですから、そういうことになるのです。

○理事 いや検事諸公皆が困りだつたわけですね。

○証人 勿論そうです。

○理事 それで一家賃はどのくらい出しておつたのですか、その当時。

○証人 私は実は安いのです。停止価格でやつて呉れというので頼みまして、それから……私自身の家は十四日だつたのです。これは余り今の価格と比べると安いといふところですが、や安いといふところですが、外の隣りなんかも皆そうなんです。そういうことで、その隣りや何か昔から

ずつと住んでいる人ですから十円にしておつていましたけれども……。

○理事 岸川検事は一軒の家になつていますから相当高かつたでしょう。どのくらいですか。

○証人 外の人のちはよつと知りませんが、今の官舎の料金は少しは出しておられるのですか。

○証人 あれはまだ決まつておりません。

○理事 決まらない。義務官舎じゃないから金は幾分か出さなければいけないでしょうね。

○証人 出すことになるだろうと思ひますが、まだ決まつておりません。

○理事 検事正官舎は額はどのくらいですか。

○証人 あれは前からあつたのですから……よく知りませんが。

○理事 皆さんお困りになつてゐる状況は分りました。右難うございました。もう一つ序ですからお伺いします。昨年羊毛事件というのが起つたのですが、これは経済事件で、あなたは御承知ないですか。

○証人 羊毛事件というのは検察廳の問題になつたんじゃないやなくて、むしろ縣の……。

○理事 縣の経済……。

○証人 不当財産取引委員会ですか、あれの問題になつたわけですが。

○理事 そうですか。検察の方には無関係ですか。

○証人 私の方には直接関係ありません。ただ不当財産特別委員会が充足したときに、私も呼ばれました。それで委員会に出席したというか、懇談会に、委員会が終つた後で出席したわけ

です。そのときに検察廳の立場として、どう思ふかという話があつたのです。私の方としては、特殊財産の処理というものを相当疑問を持つていたもので、それから、捜査とまで行かないでも、その前提として調査をやりたいという意向は持つていたわけですが、ところが非常には外的事件に迫られて、その調査ができないと言つたような状態であつたから、そういうことを不当財産委員会でもつて取上げて調査なされるならば大いに賛成だ、一つやつて下さいというふうなことを言つたわけですが。

○理事 その程度ですか。

○証人 そうです。

○理事 その内容は余りよく御存じなく、又関係者なども御存じないのですか。

○証人 知りません。いわゆる羊毛事件は……。ただ私の取扱つた事件で羊毛というのがあります、それはやはり特殊物件です。

○理事 羊毛事件について淺川隆治郎氏なんかも関係したもののように世の中に傳つたらしいのですが、そういうことはお聞きになりませんか。

○証人 淺川氏もあのときに名前が出たでしようか。

○理事 それからも一つ承りたいのですが、今まで出ておる検事、検察廳関係の寄附金の募集、それは實際検察の運営について妨げになるようなことは、今までのところありませんか。

○証人 私自身の経験としてはありません。

○理事 今まで寄附者は、相当いろいろ名前を上げておりますが、相当経済事犯なんかに関係しそうな人の名前が見えますが、將來どうでしょう。

がそれは非常に手狭でして、新や兄弟がありまうから、甲府の人とその家を取換えるということができない、そ

や安いじやないかと言つたところが、外の隣りなんかも皆そやなんですよと

いうことで、その隣りや何か昔から

たときに、私も呼ばれました。それで委員会に出席したというか、懇談会に、委員会が終つた後で出席したわけ

いう名前を上げておりますが、相当経済事犯なんかに関係しそや人の名前が見えますが、將來どうでしょう。

○証人 今の有力者というよう人は皆そやでしょうね。

○証人 そんな危険まで冒して審附金を募集するのはどうでしょう。

○証人 特にそれは危険だというのなら差控えるでしょうが、そういうことせなかつたでしょう。

○証人 その点は、検事正の人格をあなたに信頼しておられるというわけですね。

○証人 そです。

○証人 一般的には、どうも檢察陣営がそやいうものに足を踏入れるのはいかんように思いますが、どうでしょう。

○証人 結局そやうすると仕事ができないのじやないでしょうか。そやういう少年の町を作つて見ようと思つたところ、金の出所がないわけですから……或いはそやういふ少年の町とか、法律学校とかいふ問題でなしに、一般の保護事業といつたようなこと、これは將來は家庭裁判所などが大分関係するんではしやうけれども、從來はそれといふことを言われておつて、而も金はちよつとも呉れないわけですから、結局審附といふやうなことになるのは、止むを得ないのじやないかといふふうに思います。

○証人 従前あなたは、検事正がそやういふことをやつておられるのは、どこで御覧になりましたか。

○証人 一番最初問題にしたのは福岡です。これは司法官試験の時代で、昭和十四年頃です。福岡では検事正がいつもないで、大席が代つてやつておつた。検事正は審附で歩いておる。それはまずいじやないかといふやうなことを、我々は言つたことがある。

○証人 その当時の検事正はどなたですか。

○証人 あれは何と言いましたかね。岐阜の検事正などをやつていた人で永田正之さんです。

○証人 それから福岡とどこですか。

○証人 あとは余り知りません。そのときに、そやういふことをやるのかなあ、私は当時の検事局で関係した一番最初ですから、そやういふ感じを持ちました。

○証人 若い検事の方の心持を、この際お伺ひして置くのも無駄じやないと思ひますので……

○証人 そのときは司法官試験であつた。その当時はそやういふふうに考へたわけですが、ところがその後になつて、保護事業にちよつとも國家の金が來ないのだといふやうなことも併せて知つたわけですね。それじや仕方がないといふように考へて、從來いふわけですね。

○証人 それから福岡から他はどうですか。

○証人 福岡から水戸へ行つて、水戸では龜山慎一、これも保護事業が相当今ならばやはりポストと結託したなどと言われるでしょう。土方、請負師の親分みたいな者から金を集めていましたからね。

○証人 田中氏ですか。

○証人 名前を覚えていないのです。が、勿論その当時下つば検事で、そやういふことに直接関係しませんでした。

○証人 あなたの方の關係から行くと、ちよつと行き過ぎたといふ感じがされるでしょうね。

○証人 私は一概にはそやうは考へないのです。

○証人 どうも有難うございました。

休憩いたします。一時半から再開いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時五十九分開会

○証人(岡部常務) 池田さんですか。

○証人(池田貞二) はい。

○証人 法務委員会の証人としてお尋ねいたしますから、先ず宣誓して頂きます。

〔總員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕

宣誓書

良心に従つて眞實を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓ひます。

証人 池田 貞二

○証人 御宣誓の上は、違反いたしますと制裁がありますから御承知を願ひます。お名前は池田貞二さんですね。

○証人 ええ。

○証人 御職業は。

○証人 甲府地方檢察廳次席検事で

○証人 御年。

○証人 四十三。

○証人 お住居は官舎でございすか。

○証人 甲府市大町町七百七十五。

○証人 借家でございますか。借家をしておられる。

○証人 そです。

○証人 今までの御経歴の概略を一つ。学校は。

○証人 昭和五年に日本大学を卒業しました。それから昭和七年に司法官試験、それから判事、一遍やつて暫く台灣で檢察官をやりました。それからちよつと一年程弁護士を、一年足らずで

したけれども、それからすぐ文檢事に、内地に復職して……

○証人 内地にいつから。

○証人 昭和十七年です。

○証人 戦争途中ですね。

○証人 そです。

○証人 台灣をお辭めになつたのは戦争後ですか、前ですか。

○証人 戦争前です。

○証人 ああそやうですか。それからずつと檢察をやつておられる。檢察の歴任地はどこですか。

○証人 北海道の小樽、それから宇都宮。

○証人 宇都宮。

○証人 それから甲府。

○証人 甲府はいつからですか。

○証人 甲府は昭和二十年です。二十年の八月です。

○証人 戦争前ですか、後ですか。

○証人 まだ終戦になりません。まだ終戦になる前。

○証人 甲府は焼けておりましたですが、か……それ以來の甲府ですね。それでは相当長いことですね、檢察として……

○証人 そです。

○証人 初めから次席ですか。

○証人 初めは經濟檢事。

○証人 次席になられたのはいつ頃から。

○証人 今月の一月ですか、去年の……

○証人 二十三年の一月でしょう。

○証人 そです。

○証人 ああそやうですか。そやうすると檢察廳の事務はすつかり御承知ですね、次席という立場から。

○証人 分つております。

○証人 すべて検事正のところへ出るものは、あなたの目を経て出るわけでございますしやうね。実は御承知のやうな事件でお尋ねするのですが、この問題の渦中の上村文一、御承知でございますか。

○証人 ええ。

○証人 それはどういふところからお知合ひになりましたか。

○証人 上村氏は、前に縣會議長の篠原といふ人がおりましたですが、その人から……

○証人 その紹介ですか。

○証人 そです。そやういふわけですね。

○証人 紹介でお知合ひになつた。その前に事件の關係で、あなたは名前を知つておられるわけでございますか。

○証人 そやう……全然ありません。

○証人 事件はその前にはないのですか。

○証人 ありません。

○証人 ああそやうですか。

○証人 私が知つたときは全然ないです。

○証人 その前に葡萄酒の關事件がありますね。その前に篠原氏から紹介されたわけですか。

○証人 その前です。

○証人 ああそやうですか。お知合ひになつてから上村氏の葡萄酒の關事件といふものが出たわけですね。この關事件ですね。これは檢察廳の方ではどういふふうにお扱ひになつたのですか。その経緯のあらましを聴かして頂きたい。

○証人 ちよつと私は直接扱ひません

第五部 法務委員会(第四回開會繼續)會議録第三号 昭和二十四年一月七日【參照】

九

から……。

○理事 経済検事をやつておられたが、保でなかつた。

○証人 それは私、上村氏を知つておりましたから、そんなことで……。

○理事 避けた。

○証人 避けた、やらなかつたのであります。

○理事 その事件はどなたが……鈴木さんでもやつたのですか。

○証人 ええ、鈴木君がやつたわけがあります。

○理事 そのときあなたは外から見えて、外部から見えて、第三者の立場で見て、どんなふうにお感じになりましたか。上村氏の葡萄酒の闇事件を。

○証人 それは直接あれしませんでしたから、全然関係しませんでした。

○理事 併し同じ檢察廳の中で、それから又、新聞にも出るようなこと……。

○証人 併しそれはやはり当時大席検事もおられたり、検事正もおられたから、私は全然関係しませんでした。

○理事 関心を持たなかつたのですか。併しちよつと知つてゐる人のことならば……。

○証人 関心を持たないというわけじゃありませんが。

○理事 その当時外にもそういう闇がございしたか。葡萄酒の闇が。

○証人 ええ。

○理事 一斉検査でもやつたわけですか。

○証人 その点どうでしたか、そのために上つたかどうか知りません。

○理事 あなたが事件を回避されたのは、上村氏との知合いで、若し外にあるならば、どうしても事件がありとすれば、あなたがやるわけですね。経済検事として。

○証人 併し全部が全部経済検事がやるというわけでありません。外の人に分担します。

○理事 東京あたりと違つて、截然職務の範囲が決つておるわけじゃありませんね。お互いに補助し合うわけですね。

○証人 お互いが補助し合うといつても大体決つております。相当事件がありますから、人数が少いのには相当事件がありますから。

○理事 その当時の判決を覚えておられますか。

○証人 記憶ありませんです。

○理事 その当時檢察廳内では、執行猶予になつておりますが、検事控訴をするとかいふ問題はなかつたでしょうか。

○証人 はつきり聞いておりませんですな。

○理事 そんなにも検事、檢察陣というものが無関心ですか。外の仕事は……検事一体という方から言つて。

○証人 その点或いは話があつたかも知りませんが。

○理事 要するに大した問題ではなかつたわけですか。檢察陣の見方としては。

○証人 いや相當の闇事件。

○理事 相當の……。

○証人 ええ。

○理事 どれくらいの事件ですか、金にして。

○証人 覚えておりません。直接あれしませんでしたから。

○理事 上村氏とは篠原氏の紹介であつたお知合いになつたそうですが、それから今日までのところで、上村氏というものはどういふ人間だと評價しておられますか。

○証人 そうですな……。

○理事 まあ、ここ限りのことにして、新聞記者諸君もおるが、そんなことは余り書かないようにして貰ふことにして……。

○証人 分りませんな、はつきりしたことは。

○理事 商賣人として機械な方ですか、いい商賣人ですか。

○証人 そうですね。若い割合によく活動的な男のようですね。

○理事 殊にそれ以上に、先生は司法保護事業なんかをやつてゐるわけですね。そういうと、あなたの方の平素の仕事と大部関係が深いわけでありまして。殊に少年の保護をやられておる以上は、どういふ人物だといふことは、次席検事としてはよく御承知の筈だと思ひますね。

○証人 併しそれは殆んど私たちがタッチしませんから。

○理事 併し今タッチしないわけにいかんじやありませんか。

○証人 ええ。

○理事 信頼するに足る人間でなければ、少年を保護させるわけに行かんわけですね。

○証人 それはそういうわけですね。

○理事 ですから、そういう方面のあなたの観察を一つ……。

○証人 併し少年保護も検事正が大体おやりになられておられますから、實際私たちは事件の方を主にやりますけれども、ちよつとそういう方面は余り司法保護ですね。そういう方面は余り大席検事でやりませんからね。事実上殆んどあれは検事正、事務局といった方面の仕事ですから。

○理事 何か役員はしておられるのでしょうか。

○証人 ええ。

○理事 連合保護会の関係……。

○証人 その方は大席検事になつておりますね。

○理事 その程度のですね。事実殆んどあれしませんが……。

○理事 いや、話を交えて、問題になつております検事正官舎の敷地問題、これが問題になつておるわけですが、あれを今の官舎敷地「あさけ」町と言ひますか。「あさけ」町ですか。

○証人 「あさけ」町です。

○理事 あれは土地の交換問題が起つた。これが相當社会の耳目を聳動しておるという大要案かも知れませんが、問題になつておる。それについて何かあなたは何も承知しておられましたか。

○証人 分りません。全然……。

○理事 検事正から何か御相談があつたのじやありませんか。

○証人 ありませんね。

○理事 上村氏から御相談があつたのじやありませんか。

○証人 ありませんね。

○理事 全然なかつたのですか。

○証人 特別に相談は……たださういふつた、もう随分前からのことですか……。

○理事 話の起りはね。併し新聞種にもなりまして、実を言へば投書などがありまして、こちらにもありましたし、これは軍政部にも恐らくあつたろうと思ひます。恐らく法務廳方面にもあつたのじやないかと思ひますが、とにかく相當問題になつて、これが同じ檢察廳の中のこととして話題に上らんとすることはちよつと想像できないのですが、何かさういふことは聞きませんか。

○証人 一番最初……。

○理事 いや最初から今までの経過において、とにかく世間の問題になつておる。それが同じ檢察廳におられる人の間の話題にならんとすることはちよつと言へないと思ひます。

○証人 話題にならぬといふこと……。

○理事 問題にならぬのですか。檢察廳の中で……。

○証人 官舎のことですか。

○理事 ええ、敷地問題ですね。

○証人 ですから、そういう敷地を交換するとか、さういふことに關しては多少検事正から話があつたりするといふようなことで、どういふふうにしてどんなふうになつておるかといふことは分らない。さういふわけですね。

○理事 併し新聞種にでもなれば、同じ役所のことならば心配して、あれは一体どういふことになつておるのですかといつて相談するのが本当だと思ひますが、さういふことはある……。

○証人 併しそれは余程前ですね。前にさういふたようなことは本省の了解を得て、官舎のさういふ敷地の交換ですか。さういふたようなことは決めたものだと思つておりますけれども……。

○理事 そうすると、いろ／＼新聞なんかに出ることもなさそうなのですが、新聞なんかにはたび／＼出ておりますね。

○証人 ですからその……。

○理事 こちらにまあ投書なども来て

題は私は相当複雑なものがありそう

○理事 そこまではないのです。

○証人 ええ。

○証人 ええ。

てはあんなに御難儀なことはない。

か、新隊なんかにはたひく世でおり
ますね。
○証人　ですからその……。

てはあなたは御關係じゃないですか。

○狂人 あれは寄附金でなくて、出資か何かでやると、こんなことで私は寄

○理事 附金の方のことは別に関係しません。

○証人 出資だろうと思いますが、全部……。

○理事 何百万という……要る金

は……。

○証人 それは実際にやるには大変だ
ろうと思います。

○理事 あなたは瑞牆山は御承知ですか。

○証人 一度だけ行きました。

○理事 地理的な条件なんかで、そういうものの経営は……。

○証人 そうですね。とにかく山の中

ですから、大体一度くらい行つており
ますが、ちよつと遠いという感じが、
場所が遠いんじゃないか……。

○理事 收支が償うようになるかどうか、そんなことについては、あなたのお考えはどうでしたか。

○証人 私は余りそういう点は深く考
えないのです。とにかく容易じやない
ということを、検事正は何か非常に宗

教的なそういう信念があるもんですから、私たちにはちよつとはつきり本当のところを言うとむずかしく、困難じ

やないかと思つております。

○理事 殊に寄附金によらず、出資によつてなることになりますれば、これ

は算盤でも相当弾けなければ危険なわけですね。

○理事　そういうことについて、何か
そのときあなたは検事正に申言したと
うなことはございませんか。あ

—

れは危いであらうということを言

つてもよさそうじやないですか。

○証人 それは座談的にはそれは相当

話もすることありますが、併し検事

正は検事正の見解を持つておられま

すから、これに対するですね。ですから

相当外の人からも多少いろいろ、そうい

つた知識も得ておるんじゃないで

すか。いろいろ、そういつたようなこと

で、全く計画性がなくてやつておるの

じやないかと思ひます。

○証人 そういふふりな助言者とか、

企画に当る人はどんな人ですか。検事

正の介添役は……。

○証人 そうですね。まあ併し何とい

つても出資しておる人ですな。

○証人 主だった人はどんな人です

か。

○証人 あれは、千葉かどつかに一人

女の人が、カトリックの信者がおられ

ます。そういう人とか、或いは上村

氏、浅川さん、そういった、それから

縣廳あたりの人からいろいろ、一應山

のことですから助言を得ておるのじや

ないかと思ひます。

○証人 名取氏などもやはりそれに参

画しておる、これは本場の事務関係な

どをやつておるの、名取君ですか。

○証人 名取君も上村氏の関係でこれ

と一緒に協力しておる。

○証人 先程寄附のことなどは、あな

たは御関係がないようにおつしやつて

おりましたが、あれだけの寄附なり出

資なんかがあるというところは容易な

ことじやないように思ひますが、それ

については警察とか、警察を使うとか、

檢察廳みづからどこか目星を付け

て、出資者なり寄附者なりを求めたい

というようにあるのではありま

せんか。

○証人 そういふことはありません。

○証人 ありませんか。

○証人 ええ。

○証人 世間ではそういうふうなこ

とを考へるのじやないかと思ひます。そ

ういふことはやはり大座敷事としては

傍で御心配になつたのじやないで

すか。

○証人 その検事の立場ですが、そう

いつたようなことを何ですか利用する

というのですか、そういつたような立

場で寄附をさせるというふうなこと

は、私たちも毛頭考へておりません。

○証人 ちよつとこれは問題にならん

じやないかと思ひます。

○証人 ところが実際に寄附者なり出

資者が、いろいろそんな問題の火中に

投げられる虞れがある人などがあ

りしないのですか。

○証人 大体そういうふうな者はな

いですが、ないというか、そんな者は

成るべく避ける、そういうふうなこ

から……。

○証人 併しまあこれは潔癖過ぎる

かも知れないが、上村氏はとにかく検

察の厄介になり、裁判の厄介になつた

ですね。というふうな者が一人ありま

すね。それから浅川氏なども事件に関

係されたことではないということであり

ますが、世間ではとかくの評があるの

じやないですか。

○証人 併し、それはその人のあれに

もよるんじゃないですか、その人の見

方にも……。

○証人 世間はそういうふうに見てお

るでしょう。これは新聞など御覧にな

つていっている、評判を知つておられ

るのじやありませんか。それから、こ

れについては檢察廳あたりに投書なん

かありませんか。

○証人 檢察廳に投書はありませんで

す。

○証人 ありませんか。

○証人 ええ。

○証人 甲府に法律専門学校を建てる

という計画もあられたそうですが、こ

れもやはり検事正が関係しておられ

るそうですが、その元は誰がそういう

計画をしたか。そんなこと御承知で

すか。

○証人 これはまあ警察が非常に戦後

治安が乱れて、警察官という者も相当

向上しなければいけません。そういう

ことから、そういう法律の素養、法

律を教へて、そういうふうなところ

から警察官を採用する。私たちの檢察

事務官あたりにしても、或いはそうい

うことがいけいではないか。或いは又

会社にしても或いは地方事務所とか、

そういうふうなところでもまあ一般的

にそういうことを少し教へてやるのは

いいじやないか。根本は警察のこと

で、すけれども、そういうところの学校

を作りやいいじやないかといつたよう

なことを大体検事正がお考えになられ

て、それからそういう趣旨から出発し

たのです。

○証人 やはり検事正が元ですね。

○証人 そうですね。その考えですね。

○証人 それから警察部の人などもそ

れに協力したわけですか。

○証人 檢察正の考えは、市長とか、

今の知事とか、それからそういう相当

の人たちで……。

○証人 あなたも関係されておるので

しょうね。

○証人 ええ。裁判所の所長とか、そ

うつたような人たちもいろいろ、それ

から有力者の人たちにも話されて……。

○証人 この資金の問題はどんなふう

ですか。

○証人 資金は、これは一般の相当そ

ういう理解のある、教育の理解とい

うか、そういう文化的な仕事に協力し

て貰うというふうな人の寄附に仰ぐ。

○証人 その寄附者はどんな方面に求

めようかというふうなことに……。

○証人 なた方が御協議になりましたか。

○証人 それは大体がまあ有力な人

たちで、誰をどうこうするといふふう

に特別に協議したわけではありませ

んけれども……。

○証人 それは誰か推薦者がいなければ

寄附なんという仕事は進みませ

んね。

○証人 ですから大体……。

○証人 それは主として検事局でやつ

たのではないのですか。検事局

が推進者になつたのではない

か。

○証人 そんなことはありません。

○証人 それでも検事正、あなたなど

が陣頭に立つて寄附金募集に働いたの

ではないのであります。

○証人 それは学校を立つて山梨縣の

ために、今言つたようなことをやるた

めに学校を作るといふことは非常に結

構なことといふ趣旨で、そういうた

うなことを話して、そういう協力を求

めるといふことはありますけれども、

別にこつちの方で特別にその寄附の申

込めを取つたり、そういうふうなこ

とは檢察廳はしておりません。

○証人 寄附者はとにかく相当金を持

つた人に目星を付けたのでありまし

うが、危い刑事事件を起すような人

は避けなければいけません。

○証人 そうですね。

○証人 ここに主な寄附者の名前が

つと上つておるのではありませんが、

その中一番大きいのは山梨縣協同会

二十四万四千となつておる。これなん

かどういふ関係でこんなに沢山出した

のであります。

○証人 それは輸出の製絲屋さんで、

主はその会長さんですか、今の市の

警察の公安委員をやつておる。

○証人 中村源太郎。

○証人 中村源太郎さんが大体やつ

て、それだけの金を大体集めて下す

たわけなんです。

○証人 そうすると、この寄附者の勧

誘といふものは検事以外の方もやつ

ておられるわけですか。

○証人 それはもう検事、今言つた浅

川さんとか、中村さんとか、それから

浅川彦六縣會議員、川口莊二郎さん、

そういう或る程度の区域を設けて、そ

ういふ人たちが主になつてやつて呉

れた。

○証人 そうすると、ここに挙げられ

た一々名前を挙げませんが、あなた御

承知だと思いますが、檢察事務に何

か、少くとも事件なんか従来持つた

うなことは……。

○証人 おらないと思ひますが、

○証人 ないですか。

○証人 それは非常に奇麗な氣持で私

たちやりました。その寄附のあれは大

体そういうふうな人は避けようとい

うことで……。

○証人 それでも浅川氏というよう

な、相当世の中では評判されておる

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

檢察廳みずからどこか目星を付けて、出資者なり寄附者なりを求めたいというようなことがあるのではありま

○理事 世間はどういうふうに見えておるでしょう。これは新聞など御覧になつていていろ／＼評判を知つておられ

の人たちで……。
○理事 あなたも関係されておるのでしようね。

とは檢察廳はしてありません。
○理事 寄附者はとにかく相当金を持つた人に目星を付けたのでありましょ

うことで……。
○理事 それでも浅川氏というような、相当世の中では評判されておるの

じやないのでありますか。何かありそ

うして浅川さんの家を借りるようになつておりました。

うなことを言つておる人があります

の官舎を作るときも、これもやはり或る程度の寄附を募るとか、いろ／＼保護をやる場合でも、そういうことで、

○理事 只今御宣誓になりました通りに、これをよく守つて頂きます。それに若し違反いたしましたら、法の制裁を受けますから、予め御承知願います。どうぞお掛け下さい。

○証人 そうですね。私共よく本當のことは分りませんけれども、一般には相当金を持つたり何かしてあれば、そ

○理事 何かあなたが借家に住んでおられるし、又寄附なんかを相談したので、浅川氏が寄附したり何かして、それで檢察廳と連絡が付くとか、殊に次席と密接な関係が立つから、先生の何か経済事件なんか揉み消されるだろうというようなことを世間で考えるよう

○証人 一度御歳暮ですか、そのときもやはり事務官に言つて、役所から呼び出したのだと思いますが、それで返してやりました。そういうことがあります。何か私そんなことをやるので、袋なんか調べたり何かして……。

○理事 使の者なんか呼ばれたことがありますが、上村氏自身が持つて行かないでしようが、使用人か何か持つて来たとか……。

○証人 今まではありません。併しそういうふうな、好ましくないと思つても、やらなければならぬというふうなときには余程慎重にお考えになる筈です。その考慮を、どうでしょう今度の事件についてよく拂われたでしょう

○証人 それは、あれは最初は敷地は全く外の場所で、最初それがなかつた。そんなことで段々場所がなくなつて、そういうようなことをして浅川さんとお願ひしたのでありますけれども、そんなに安いとかどうかちよつと……。

○証人 それは、あれは最初は敷地は全く外の場所で、最初それがなかつた。そんなことで段々場所がなくなつて、そういうようなことをして浅川さんとお願ひしたのでありますけれども、そんなに安いとかどうかちよつと……。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

○証人 半分くらいであつた。

○証人 上村氏は何か精米所か何かやつておるそうですね。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

○証人 そんなことは私に思ひますけれども、浅川さん自体も元々そんなに大して入手した土地ではないと思ふのであります。そうして値段も、その普通の相場ですね。儲けて賣るといふような観点からするならば、それは相当高く賣れるのでありますけれども、まあ、あつた学校の公共事業的にやるというならば、あの程度の相場が普通じやないかと私は思つておりますけれども……。

○証人 何か米を運ぶとか、いろ／＼噂があるようですね。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

○証人 半分くらいであつた。

○証人 上村氏は何か精米所か何かやつておるそうですね。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

○証人 そんなことは私に思ひますけれども、浅川さん自体も元々そんなに大して入手した土地ではないと思ふのであります。そうして値段も、その普通の相場ですね。儲けて賣るといふような観点からするならば、それは相当高く賣れるのでありますけれども、まあ、あつた学校の公共事業的にやるというならば、あの程度の相場が普通じやないかと私は思つておりますけれども……。

○証人 何か米を運ぶとか、いろ／＼噂があるようですね。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

○証人 半分くらいであつた。

○証人 上村氏は何か精米所か何かやつておるそうですね。

○証人 年末に一度だけ、それも私がいなくて、家内もいなかった。誰か子供か何かおつたのでしよう。

○証人 相当拂つてやつた積りでです。違ふところですか。

○証人 少年の保護團體をやつております。保護司になつておりますか。

つたときに、そこで少年寮をやつてお
るということを見さんが聞いて帰つて
来ました。それでどうだ家でもやつた
らということ言われました。それか
ら兄さんは、私に相談しまして、家
で丸山さんのように寮でもやつて、食
糧事情もよくないことだから、開墾で
もしたらどうかと言われました。それ
から手続の方法とかいろいろのことを
知らなかつたし、丸山さんのところ
では五十人も申請して收容しているが、
家では五十人も收容できないから、君
の方を保護所の支所というふうにし
たらどうかというふうに言つて下さい
ました。一月頃は支所という名前をや
つておりました。たま／＼その頃私は経
済連犯の事件を起しまして刑を受けま
して、そうして出て来まして、事件が
済んだ直ぐ直後に丸山幸右衛門さん
が見えなつて、今度は君ひひ目に
会つていろ／＼したけれども、社会事
業にでも轉身した方がよいぞ、私の秘
書というよりか、正規の手続をして、
そうして個人の独立の團體にした方が
よいからというふうなお話を頂きまし
た。是非できることでしたら、私も秘
書ということでしたら、自分独立の團
体にしたいというふうに思いましたか
ら、では先生一つそういうふうにし
てや何かお願いしますと申し上げたら、丸
山先生が、それには処遇規程というよ
うな規定があつて、大体寮の名前は塩
川工業少年保護寮ではまずいから、何
とか付けたらどうかと言われましたの
で、よい名前を先生付けて下さいと言
つたら、検事正がカトリックの信者だ
し、そういうことに熱心だから、長官
に付けて貰つたらどうかと言われたの
で、それではそういうふうにお願ひし

ます。私は事件を起した後であります
し、長官もよく知らないからというこ
とで、それでは私が案内して上げよ
う、そういうことが初めて、長官官舎
に何いまして長官を知りました。
○証人 それは丸山氏が連れて行つた
のですか。
○証人 そうです。
○証人 それはいつ頃ですか。
○証人 相当暖かくなつてから、まだ
おこたがあつたように記憶します。日
附の点は知りません。
○証人 検事正とはどこで……
○証人 官舎で会いました。
○証人 官舎のどこで……
○証人 横の入口から入つたおこたの
間で。
○証人 玄關ではないのですね。
○証人 玄關ではありません。
○証人 そこで名前を付けて貰つたの
ですか。
○証人 そこでは付けて頂きません。
○証人 そういうことでやるから、よい名前を
勘案して下さいと丸山先生が頼みまし
た。私も頭を下げてお願いしますと言
いました。
○証人 何分くらい。
○証人 お茶を一つ出して頂きまし
たが、私は手を着けなくて帰りました。
○証人 そうすると、余り長い時間
はなかつたですね。
○証人 長くて五分くらい。
○証人 そのとき検事正は名付け親に
なることを快諾して下さいましたか。
○証人 何とかして考えて下さるとお
つしやいました。
○証人 それが初対面ですか。
○証人 そうであります。
○証人 そうですね。先程丸山氏は

玄關で会つただけだと言つておしま
した。
○証人 前の官舎のその玄關と申し
ますのは、表から自動車が入れるよう
になつておるのが玄關でありまして、
私が申上げるのは横に横門がございま
す。横門の上つたところでございま
す。玄關と言へば、そちらも玄關にな
りますが、おこたの間でございます。
○証人 立話というふうなお話であ
りましたか。
○証人 立話のようなものでございま
す。私は遠慮して、丸山さんからお蒲
團を頂きまして、そこでお茶を一つ頂
きました。
○証人 それでよく覚えております
か、その時の状況を。
○証人 私ははつきり覚えておりま
す。
○証人 そうすると丸山氏の記憶違
いですが、あなたの言う方が本當で
すか。記憶違いかも知れませんね。
○証人 私のほうがよく覚えてい
るつもりでございます。横の、何と申しま
すか、勝手口、本當ならば入口というよ
うな横口であります。そこから入りま
して、丸山先生が上げて頂けというこ
とで、私上げてさせて頂きまして、これ
は私正面に坐りましてお茶を頂きまし
たけれども、手を着けなくて帰しまし
た。
○証人 あなたはその前に葡萄酒の
事件で事件を起しましたね。それは前
ですかね。
○証人 その前でございます。
○証人 それでそれは猶行猶予にな
つて罰金十万円を受けられたのです
か。
○証人 はい。
○証人 罰金は納められたのです
か。

○証人 納めました。
○証人 その執行猶予になつたとき
に檢察廳に挨拶に行きましたか。
○証人 参りました。
○証人 そのために検事正に挨拶に
行つたということもないのですか。
○証人 ございません。
○証人 それでそのままにして、丸
山氏が紹介するまで知らなかつたので
すか。
○証人 知りません。
○証人 外の検事は知つておられま
すか。
○証人 外の検事さんも知りません。
○証人 そのときは、
○証人 池田次席は知つておられま
すか。
○証人 顔だけは知つておりますけ
れども、言葉は交したことはありません。
○証人 顔だけ。
○証人 はい。言葉を交したことは
その頃まだありません。
○証人 あなたを調べた検事は誰で
すか。
○証人 鈴木検事さんです。
○証人 そのときの経済検事は池田
さんですね。
○証人 そういうことは私には……
○証人 分らない。
○証人 分りません。
○証人 先程の池田さんのお話だと、
わざと避けたのだということを言われ
たが、それから見るとその前から知
つておられたのではないですか。
○証人 私は知りません。
○証人 知らない。
○証人 ただ顔だけは合せたことが
ございますが、知りません。

○証人 それはどういふ関係で合せ
たのですか。池田さんと。
○証人 確か亡くなりました篠原とい
う縣會議長がありまして、映画館
を……物を言つたことが一度だけあり
ますが、映画館のそのときに物を言
いました。
○証人 篠原さんが池田検事さんに
紹介して呉れたのですか。
○証人 はい。紹介して頂きました。
○証人 池田検事さんと知合いにな
つたのは篠原さんの紹介ですか。
○証人 そうであります。
○証人 そういう関係で池田さんは
知つたといふわけですか。
○証人 それは池田さんの方のこ
とで、私はそのことは知りません。
○証人 あなたの方は知らない。
○証人 はい。
○証人 検事正と官舎に初めて訪ね
て、それから後名前を付けて頂いた
のですか。それからずつと保護事業家
としての折衝があるわけですね。
○証人 それから保護事業家としての
折衝は少年審判所関係でございます
から、ありませんでした。
○証人 連合保護会長としての検事
正の下ですかね。それは御承知でし
やう。
○証人 それは承知しております。
○証人 それからその関係で会長で
すから折衝があるわけじゃないですか。
○証人 折衝ということとは、僕らの
事業では少年審判所の仲介だけで、お
名前だけで、そういう方面のお話も何
つたこともございせんでした。
○証人 併し實際は検事正と密接な
関係に立つておられますね、今。

に付けて貰つたらどうかと言われたので、それではそういうふうにお願ひし

○証人 そうであります。
○理事 そうですがね。先程丸山氏は

○証人 はい。
○理事 罰金は納められたのですね。

○証人 ただ顔だけは合せたことがございませぬが、知りませぬ。

○理事 併し実際は検事正と密接な關係に立つておられますね、今。

○証人 はい、立つております。
○理事 それはどういふことから知つたのですか。

○証人 検事正との關係でありますか。それは只今申上げた、その名前を付けて頂きましたときに、新生寮という名前を付けて頂きました。そうしてその名前を頂いたときに外遇規程を全部作りまして役所に私お持ちして、そうしてお名前だけ入れればよいからということ、長官のところに行きまして、それで確か二回くらいは私伺つたと思ひます。

○理事 それは役所の方に……。

○証人 はい、伺いました。

○理事 それから官舎には余り出入りしないのですか。

○証人 直接、それが終る前から、少年の町の山の踏査というふうなことが始まつて参りました、それで私も保護事業をやるのだし、私の小さい考えであります、大体検事正が少年の町という大きな町を建ててしまへ、私共が少年審判所に三十名收容の申請をしましても、只今まで一番多く入れまして十七名で、三十名というのはありませんでした。そこで長官が、そういうことをなされば若い少年もそつちへ来るじやないかという考えもありまして、大体小さな團體は止めてしまわなければならぬというふうのお話でありまして、たま／＼少年法の改正が七月幾日でしたかございました。

○証人 それでは折角付けて頂いた名前も外遇規程も全部却下になつてしまいました。そういう關係で私共の方では折角事業を始めたのに、少年が入るというふうなことがなくて困るというところから、長官がそれをなさるというから、瑞鶴

山に少年の町をやるんだ、構想はカトリックを中心にしたもので、國際的なものにするというお話を頂きまして、私も非常にいいことだから、是非そうして貰いたいというふうになりまして、山の踏査をそのときから始めまして、私はこれは憶えておりましたが、五月くらいいつ何回か山に上りまして調査いたしました。その報告とか、出発のときとかいう時には、長官の官舎を中心に入りましたものでありますから……。

○理事 大分親しくなりましたね。

○証人 はい。

○理事 お互いに往き來するような程度になりましたか。

○証人 お互いに往き來すると言ひましても、私共は何いまして、長官は来るようなことはありませんでした。ですから進駐軍の保護係の隊長さんを御案内下つたときに一度家へお寄り下つただけであります。

○理事 それは随分長い間今まで池田検事正とのつき合いですね。殊に瑞鶴山のこともなかにいっても非常に同じような考えで、大分出資をされておられるけれども、大分お親しいようですが、検事正はどんなふうに見ておられますか。立派な人ですか。

○証人 私の見るところでしたら最高の人格者と信じております。

○理事 あなたは宗教は何ですか。

○証人 私は宗教はございません。

○理事 家の宗教は。

○証人 佛教でございます。

○理事 佛教でございます。

○証人 そうでございます。信仰上の結び付きはございません。私は事業だけの關係からの結び付きであります。

○理事 検事正との關係は今まで承わ

りましたが、その外に旧検事正官舎の敷地問題、これは一番あなたと密接な結び付きだと思ふのですが、その敷地問題についての初めからの経緯を述べて頂きたい。いつ敷地を朝氣町の所に替へようという計画でありましたか。

○証人 いつというのですか。

○理事 いつ頃から。

○証人 それが丁度只今申上げた瑞鶴山の調査を始めております頃でありまして、たま／＼そこで瑞鶴山のことで参りますという、長官の言葉で、この官舎の道路を引揚者が何かが開放しろなんと言つて來ておるというお話を聞きまして、それはどういふ方がやつたということは知りませんが、その直ぐ直後に検事正が私のことを、お前のところのスピードカーは非常にやかしめて、二階では僕のところの街燈が丸見えだし、向うの方にスピードカーを廻して呉れないかというのであります。私は十字路に向つて客を呼ぶ商賣でありますから、これをやめることも、小さくすることもできません。い

うことを笑ひ話しました。たま／＼そのときから瑞鶴山の町内会の皆様なんかも、あそこを換地を見付けて、そうしてどこかへ移轉して、商店街が何かにした方がいいという運動を起したことを聞きまして、そんな話を聞きまして……これはもうであります。長官からこういふふう言われまして、こんなことを言われておるのだけれども、君はどうだ、ことを開放して一つ映画館にしたらどうですかというふうなお話がありましたので、本当ですか、本当でしたら是非私の館も小さいしするから、映画館でもこちらに移轉して、大きいものにしたと思う。私

の映画館の周りが狭くて困りますから、是非できませんでした。そういうふうにして頂きたいという話を話しました。そうしましたらそのままでいまして、今度は町内会の人たちが私たちのところへ、社長、判を押しして呉れないかというのを言つて來ました。で、何ですかと言つたら、町内会の陳情書だと言つて、陳情書だと言つても、私は判を押さんと云つて、私は慌てて役所へ行きまして、長官こんなことを言ひますけれども、若し解放させるといふことであつたらば、是非私は半解放したいと思ひますが、館のためになるし街のために立派な名物を作るから一つお願いいたしますと言つて、お願いいたしましたら、それは一存には行かない。これは國有財産であるから、だから上司に聴いて見なければならぬというふうのお話でありました。ですから私は是非それはお伺ひして頂きたいというふうな話をしまして、それから聞いて下さいました。か、聞いて下さいましたかというふうな、私は何回か伺つたつもりであります。そうしていました矢先に、とにかく君場所がなければ駄目じやないかというところで、場所とはということで、私は場所を選ばして、物色して、それは一番先はあすこの地所は六百坪ですから、私は六百坪のものを見付けられたいと思つて、六百坪ばかりを分譲で買つて置こうと思つたのであります。たまたま／＼若し買つても、これは上司に聞いたら駄目というところで、駄目にせられたら困るという考えで私はいいましたので、ですからその後よくはつきりしてからでなければ困るからというので又行きました。そうしたらそれで

場所はどこだということであつて、皆な書類を作つて伺つて見ようじやないかというこの話でありましたので、是非お願いいたしますということで、結局それから本當に眞剣にそれをやり始めまして、地價が何ぼくらい、向うは何ぼ、こつちは何ぼというので、當時長官は地價が三千円くらい、私は二千四百くらいです、なぜ私が二千四百くらいと申上げた理由は、直ぐ前に甲斐物産というものがございまして、あの官舎の地所は二千五百円で賣られた直後であります。それで私も自分の映画館を買つた直後でありましたので、通りは三千円と見ても、平均で二千五百円くらいになると、こういうこととから價格の査定をして、えらい儲けもある。土地もつと沢山買つたらどうかというところで、それでは、どうせここに空いておる地所がありますので、千二百坪に、倍にしまししょう。倍にしてはまだ賃賃價格の差は大変あるので、それで君、検事も今困つておるので、検事官舎でも建つたらどうか。計算したら幾幾建てられると長官に言われました。で私はもう自分が儲けるつもりで計算でありますから、最低の線

で、自分の方の地價を最高の價格に、又それから買方の方の價格を二千五百円にして、その價格の差を一坪一万円と、こういうふうに見まして、これだけで概算が出ますといつて持つて行つたところが、長官の考えで皆さんが寄りまして、それでは君地價が違ひ過ぎる。それでは君が儲け過ぎるので、今一棟の官舎を建つたらどうかと言われまして、私は仕事を自分でやるつもりでありましたから、木材は持つておるとい

第五部 法務委員会(第四回國會議決第三号 昭和二十四年一月七日) 【參議院】

一五

關係で、是非それはいいと、私はあすこは自分のものにしよう、幾らにしても金を儲けることができると思ひまして、とつさにいいですと答へまして、今の姿でやるようになったんで

○証人 今まで承つたところでは檢事正が働きかけたようですね。
○証人 檢事正さんが今のような話を……あつちこつちから言つて來ますので、どうせこれは開放しなければならん。

○証人 甲府では目抜き地帯で、あなたもあすこに映画館を持つておるといふ關係からして、よく土地の條件といふものは分りますね。
○証人 分ります。

○証人 町内会の人が通名で、あすこを開放した呉れということでは運動があつたことは、あなたもよく承知でしょうね。そのときあなたが出し抜いて、いいまい汁を吸おうということになつたわけですね。
○証人 出し抜くということではありません。

○証人 そうなると、いろ／＼反對が起つたり何かするということでは直ぐ想像が付くのですが、それをあなたが押切つてやろうとしたのですね。
○証人 反對もありましたけれども、どこにも金はないということには私にも分りましたし、一番初めは映画館を建てた後、観光ホテルが甲府に一つもないので、株を募つて、あすこに大きなものを建てるというふうな一番初めの計画でした。たま／＼映画館で相當の株を募つても、現在のインフレ状態からして、出資の金の部面においても大変支障を來しますので、これは商店が

一番いいというふうに変つたのでございす。

○証人 まあとにかく、あなたの手が入つて、あなたのものになろうとしておるわけですね。筋が……。

○証人 はい。
○証人 そのために一緒に仕事をしようと思つておつた人が皆目算が外すれただけですね。
○証人 そういふことがあると思ひます。

○証人 それではあなたにいろ／＼談判して來る人があると思ひますが、どうですか。
○証人 今まで談判して來た者は中上さんという方が一人あつただけで、僕らが運動して、こつちの形ができ上つたから、君の計画の中に入れようといふことは中上さん一人だけです。

○証人 それで結果がこつちの委員会が働かなければならなかつたのです。が、こちらにもいろ／＼な方面に投資した人があつた。沢山の方々を向うに廻したわけですね。それについてあなたはどう思つておられますか。
○証人 私の考えでは、先程申し上げましたように、六百坪の地所を、こちら六百坪でやるから、向うも六百坪の地所を、あれだけの檢事正の官舎をそのままそつくり入れたら、何の關係もなくそれが入る。そうしてとにかく、而もその計算において最高の負担をしまして、坪、當時私の計算でやりやすと、一万円という價格は本當の時價でございす。その最高の約合を取れるまでの計算をしてやつたのだから、それだけにしなかつたら、儲けるといふ基準が付かなかつたら、誰もやらないではないか。私はあすこに名前を残す。館を優勢にするという、それだけの考えでやつたのでございまして……。

○証人 もと／＼あれですね。意地悪い言ひ方かも知れないが、もと／＼あなたが映画館を経営しておるから、檢事正官舎に目を付けて、何とかしてあれをものにしてやろうという考えを持つておつたのではありませんか。
○証人 全然そういうことはございせん。

○証人 それでは檢事正に近付こうと思つたのではありませんか。
○証人 何でもございせん。私は全然そういうことはございせん。皆さんが側から働きかけたことを聞きまして、檢事正から聞きまして、町内の人からそう言われまして、初めて自分が考えたのでございす。

○証人 それではそのときの計算と實際とはどうなつたのですか。
○証人 實際の現在の計算でやりまして、當時の計画より三段階にこの計画を変更されております。第一段階におきましては、できるだけ小さく割つて、数多くの人を入れて、マーケット式のものにしよう。一人から沢山の、例へば二十坪のものを一つやつて二十万圓買取り、十坪のものをその倍やつた方が金を出すにも、人を入れるにも都合がよいという意見がありまして、そういうふうな割取りというので割つたのでございす。それで中上さんという人の案が出來まして、共同経営というもので、土地は將來永久に上村のもの、土地の権利金を取つて、そして毎日の賃上歩合金を取る。こうした方があなたはいだろつと言われました。私も考えまして、自分の得になるといふので、あなたの計画通りと

いうので書類を作つて貰ひまして、その通りで皆さんに働きかけましたが、誰も飛付いてやろうという人がなくて、人は一杯來ましたけれども、條件を聞いて帰つてしまひました。たま／＼たま／＼ときには、私は官舎の工事をやつておりました、工費は、金は寄附して貰うという状態でありまして、こんなことでは駄目だといふので、土地を付けて、土地を譲渡するといふ形態に變えたのでございす。それを變へましたけれども、變へても表の道路に面した部分だけは、どん／＼金になつたのでございすが、今度は中の方々がどうしても金にならない、それで興石太郎という事業界では経験者でございすが、お話し申し上げましたところが、上村君、ただ道路を丁の字に付けるなんて、とても君駄目だよ、川の中

でも魚は泳ぎがなくて棲まんといふことから、これはロータリーか何か變つたことをしなければ駄目だといふふうな意見を承りましたので、そのロータリーをした部分だけは、後で金を掛ければいい、そういうふうになさうといふことで、そこで又計画を變へまして、今度は丁の字に道路を入れ、ロータリーを四十坪取り、そうして後の残つた所をみんなそれだけの地價を上げてまして、やつて参つたのでありますが、相當そのときロータリーを取りますことになりまして、工事を、檢察廳の工事の方も、物價が非常に上つて参りましたし、自分でやろうと思ひました工事を人に受渡してしまひて、その受渡工事がちよつと倍額にもなるような金額になつて参りました。そうして而も中に道路の犠牲を拂ひ、そして家と背中合せでよいと思ひし、建築の設

計をしました、いよ／＼建てる段階になりましたと、二軒背中合せにして、間に御不淨な金を取るだけの場所がない、そのためにはどうしても眞ん中を三尺か五尺あけなければならんといふようなことが出て來まして、土地が本當に少なくなつて参りました。それで私は、この官舎の工事にかかる金と釣合せまして、同じ價格にはどうしても上らん、損になつて困るといふことで、地價を段々上げて参つたわけでございます。現在の姿では、私の方でむしろ道路の舗装とか、共同便所を百貨店の中に入れるといふふうな負担を見ますれば、むしろ計算上では損をしておるといふ形になつております。

○証人 それでは今大部分できておりますか。
○証人 相當七分通り完成しております。

○証人 そしてその土地の所有權の關係はどういうことになつておりますか。
○証人 所有權關係は、私が譲渡するときは、上村文一の名義になつたときに、貴殿の名前に分譲するといふことを條件に分譲いたしました。

○証人 それではもう全体の五百何坪の土地はあなたの所有になつてゐるのですか。
○証人 なつていません。

○証人 どういう關係になつてゐますか。
○証人 罹災地の特別の法令がありすがね。何か……。

○証人 官地でございますか。
○証人 官地のあれはまだ評價できない。

らして、出資の金の部面においても大
変支障を来しますので、これは商店が
う基準が付かなかつたら、誰もやらな
いではないか。私はあすに名前を残
ました。私も考えまして、自分の得に
なるというので、あなたの計画通りと

○証人 価格の評価は官地の命令があ
りまして、価格の評価がございませ
ん。
○理事 評価だけが残つておる、完結
しないと完全なものにならんわけす
ね。
○証人 そうでございます。
○理事 そして朝氣町の方の土地、家
屋はどうなつておりますか。
○証人 家屋もそのままになつており
ます。
○理事 そのままというのは誰の所有
ですか。
○証人 誰の所有ということにも現在
はなつていません。
○理事 登記なんかも全然ないんです
か。
○証人 まだできておりません。
○理事 保存登記も何もないのです
か。
○証人 はい、現在まだ出ておりませ
ん。
○理事 税金なんかは……。
○証人 税金関係のことも出ておりま
せん。
○理事 法務廳のものになつていな
いのですか。
○証人 はい、まだなつていません。
○理事 宙ぶらりんですか。
○証人 現在はこの問題が出てきて、
宙ぶらりんなつております。
○理事 保険なんかになつておるの
ですか。
○証人 掛けておりません。
○理事 それは結局どうするつもりで
すか。
○証人 私にどうすると聞かれまして
も、私はそういうことはいから工事
をせよと言われまして、工事をしたの
でございまして、私はこの町会や皆さ
んを信じて、あの人の言うことです
からやつてもいいのだということであ
りますから……。
○理事 旧検事正官舎の土地から出る
地代とか権利とか、そういうものはあ
なたが取つておるのですか。
○証人 そうでございます。
○理事 それはどこからもやかましい
ことを言われぬのですか。
○証人 事実上そういうふうによつて
よろしいということ、私は自分がや
るというところは、長官官舎も移轉を
行しましたし、検事の官舎の約束のも
も履行して建つてしまつたのでありま
す。又当然私は自分のものと自分で
は思つておるのでありますが。
○理事 先程からお話の、初めは六百
坪なら六百坪買える。それが駄目にな
つた。それで千二百坪買つたわけだ
ね。それで換えようと思つたけれど
も、それもうまく行かないので、それ
でまあ今種々の特別な法律の、何と
言いますか、官地指定ですか。
○証人 そうでございます。
○理事 その手続の途中なんですね。
○証人 そうでございます。
○理事 その官地交換のためのいろ
いろな手続はあなたが考えたのです
か。
○証人 いいえ、私は全然知りませ
ん。書類上や役所のことは知りませ
ん。
○理事 どの考えですか。
○証人 それは検察廳の方でやつて下
さつたと思ひます。
○理事 すべて交換の条件がいろいろ
変つて来たのは皆検察廳の方で考へて
呉れたのですか。

○証人 そろそろでございます。
○理事 そのときに法務廳の会計課長
が行つたり、法務廳関係の方が行つて
おりますか。
○証人 それは私のお出でになつたこと
は全然知りません。
○理事 それから大蔵省関係の方も行
つておりますか。
○証人 はい。
○理事 それはあなた自分では関係し
なかつたのですか。
○証人 お目にかかつたことありませ
ん。
○理事 一緒になつたことありませ
ん。
○証人 ございませぬ。
○理事 東京から、こういうお客さん
が来たからというので会つてゐるん
です。
○証人 全然会つたことありません。
○理事 私は、ですからその方たちが皆行つて、
現地を見聞すればいいというお話で帰
つて来て、見てやつてもいいと言つた
んです。だから君やつて見ると、こう
言われたから始めたのであります。私
はその席にも、お客さんの皆さんにも
顔を合はしたことはございませぬ。
○理事 それでも法務廳の事務官が行
つたときに、あなたと一緒に飲食店、
宿屋なんかで飯を食つておる。
○証人 それは関係の違つた役所の方じ
やないかと思ひます。
○理事 違つたというは大蔵省の方で
すか。
○証人 大蔵省というのは全然知りま
せん。
○理事 検事の官舎を建てるために、
法務廳から資材の配給を受けておりま
すね。

○証人 検事の官舎を建てるために頂
きませぬ。
○理事 そうですか、配給申請もされ
なかつたのですか。
○証人 いたしません。
○理事 あなたの保護事業のためです
か。
○証人 そうでございます。
○理事 配給の申請だけしたのです
ね。
○証人 保護事業の方の申請をいたし
ました。
○理事 官舎の方は……。
○証人 いたしません。官舎の建築の
許可は縣の方でやりました。
○理事 何でもしたということを開い
ておるのですか。
○証人 私の方ではやつておりませ
ん。
○理事 ああそう、したけれども許さ
れなかつたのじやないかと思ひます。
○証人 あなたの知つておる限りでは保護
事業の方だけであります。
○証人 そうでございます。
○理事 それは正式の手続で相当なも
のが行つておるわけですね。
○証人 頂いております。
○理事 それは全部使われましたか。
○証人 使つたものと残つておるもの
とございませぬ。
○理事 それはどうして残したのです
か。今資材の少ないときで誰でも飛び
付いて、配給があれば欲しいところじ
やないですか。
○証人 配給の欲しいというようなも
のもございませぬし、それから配給を頂
きまして、チケットがなか／＼現物
に交らないものが相当に沢山ございま
す。同時に自分たち不必要なものも入

つて参ります。不必要なものは無効に
してしまひましたし、それから幾らこ
つちで必要のものでも、お願いしても
まだチケットが現物化しないものもご
ざいます。自分の工事に使ひますのに
外から見付けて、チケットを使わな
くてやつた部面も沢山ございます。
○理事 実際上は、その配給を受けた
もので検事官舎の方なんかの建築は新
築したのでしようね。
○証人 そうではございませぬ。
○理事 そうでない、全然別ですか。
○証人 全部河野工務所に託してしま
つてあるのであります。
○理事 請負ですか。
○証人 請負でやつたものですか。
○理事 そうすると配給を受けたもの
と、官舎とは全然別問題になります
か。
○証人 全然やつてゐるものが違ひま
す。私はその官舎の方はただ幾らとい
う金額でお渡ししただけでありまし
て、それから官舎は縣から頂きました
もののチケットをそのまま工務所に渡
しまして、それでやつたものでありま
すから、足りても、足なりくても構わ
ないという状態でやつたものでありま
す。
○理事 それじや、その保護会関係の
ことだけでよろしゅうございませぬが、
何でもセメントを大分沢山配給を受け
ておると……。
○証人 はい、頂戴いたしました。
○理事 それをどこかへ流用されたとい
うこと。
○証人 全部うちで、もう大体使ひま
した。
○理事 その配給のときに法務廳の事
務官が誰が行つてゐるでしょう。

第五部 法務委員会(第四回開會録)會議録第三号 昭和二十四年一月七日【參議院】

一七

○証人 その配給のときでございませ
ん。この少年団体の関係の、少年保護
の関係の事務官でございます。

○理事 それでやはり配給のことを掌
づいてののでしょうか。

○証人 そうでございます。配給の申
請をいたしました。そうして実際にど
こへどういふものを建てるかというこ
との調査のためにお越しになつた方
であります。それから又団体はどうい
う団体であるかということのために月
一度くらい、それから本省からも月
一度であります。審判所あたりでは
月三回くらいは、その団体を廻つて少
年の状況やなんかの視察をいたしま
す。

○理事 それから次に塩川少年補導所
ですか、あなたのは。

○証人 はい。

○理事 塩川というのが本場ですか
ね。

○証人 はい。

○理事 それはどういふふうにしてお
られますか。

○証人 塩川少年補導部は、私が少年
補導部の主管者でございまして、そう
して先程申し上げましたように、事件を
起した者は罪滅しで、お前がやれとい
うことから始まつたのであります。が、
たま／＼書類を受けて行きますとき
に、これは保護司になつて、どういふよ
うなお話がありましたか、前があるから、
だから保護司にはなれないというよう
なことを審判所長さんに言われまし
た。それでそれじゃ保護司は兄さんに
やつて頂いて、私は主管者ということ
で、手続を出しまして、そうして認可
になつたのでございます。

○理事 それで今までどれくらい補導

されたですか。

○証人 全部今いる子供、出た子供全
部で六十名くらいだと思います。

○理事 それから先程お話になつた少
年の町ができれば、それと連繫して統
けて行こうと、こういうお考えです
か。

○証人 はい、そうでございます。

○理事 それで今までの成績としては
いい方ですか。

○証人 自分では成績というようなこ
とは分りませんけれども、でもまあ有
名な家庭の子弟を審判所長の命で預り
まして、その後出た子供が又私のところ
へ帰つて来て働いていますものもあり
ますし、それから帰りました子供の家
庭からもちよい／＼私のところへも出
て参りますし、つい一昨日も静岡の神
田代議士のお坊つちやんなか御年始
に出て来て呉れますし、自分たちでは
熱意を持つて一生懸命やつていますも
りでございます。

○理事 あの池田検事正が計画してお
られます少年の町ですね。あれは初め
の計画はあなたが参画していませんか。

○証人 初めの計画は知りませんで
す。私がもう少年の町の山の調査を始
めました頃は、七八月頃から山へ行く
ようになったのであります。それから
でにその山の設定とか、それからどう
いう形態でお越しになるとかいうこと
は、大体もうでき上つておつたようで
あります。

○理事 これは池田検事正の考えでし
ょうね。主として。

○証人 そうだと思ひます。

○理事 あなたも役員になつておるの
ですね。

○証人 役員になつております。

○理事 それはどういふ関係からです
か。

○証人 山を一番先にやりました。山
の調査をしますときに、結局道路もあ
りませんし、それから又第一番が建設
の事業でありますから、建設するまで
君のように若い奴が第一線に立つてや
つて呉れ、増富の瑞穂山の隣り山であ
りますから、地形に慣れておりますか
ら、而も少年団体をやつておるから、
君が第一線を建設までやつて呉れんか
というふうな話でありまして、それか
ら私がやつて参りました。

○理事 あなたはその瑞穂山の方に百
万円寄附するということは、寄附した
のですか。

○証人 まだ百万円いたしません。

○理事 寄附ですか、出資ですか。

○証人 寄附じやない、全部理事者の
思い／＼の出資でございます。

○理事 寄附と出資ということは大部
違ふようですが、それが出資するの
何か目処がありましたか。成功の見込
みが十分当つておりますか。

○証人 自分では大体……私には外の
事業形態のことは分りませんが、木材
業を営んでおります関係上、あそこ
は推測百十萬石の木材がある。あれを
木工、或いはいろ／＼の事業の形態に
変えて行けば、必ず少年収容所にし
ても、罹災者を入れました、大きな
事業として、事業形態でやつて行ける
という自信がございします。

○理事 山林なんかは縣のか、國有材
かどつちかを拂下げたのですか。

○証人 恩賜林です。

○理事 無償ですか。

○証人 有償の拂下げを順次年間計画で
下げるようにお願いしてあるのです。

○理事 それはあなたの実業家の見立
で見れば採算は採れるのですか。

○証人 採れると思ひます。

○理事 丸山氏なんか危なかしがつて
おるようですか。

○証人 ですからこの行き方も私の考
では、あの検事正のお考えのようにな
まで行きますと駄目だと思ひます。私
は自分たちの考えのように、荒武的
にどん／＼開拓するという、事業をし
ながら開拓するというものであればで
きると思ひます。考え方によつて成功
と不成功と出ると思ひます。

○理事 それでうまく運営ができるよ
うになつたら、そのために少年の保護
事業が完成するといふ楽しみもあなた
は見ているわけですか。

○証人 そうでございます。

○理事 一肌脱いでその中に入らうと
いう氣持になつたんですか。

○証人 一番先に私が山の調査を始め
る頃は、非常にさういふふうな、而も
修道院とお御堂と学校でもできてしま
えば、カトリックが入つて来る。カト
リックの一つの団体としての行き方で
行けば、これは資本力においてもいい
といふことで、一應でき上るまで何と
かこれを何して行こうというつもり
で、當時の考えでは自分の資産を捨て
ても、どこまでもやつて見たい。こう
いふふうな考えなのです。

○理事 成程それで百万円の出資を
約束されましたね。それはあなたから
ですか、或いは検事正から求められた
のですか。

○証人 これはずつともう私がそれを
始めたのは一昨年でありまして、一
昨年の大体七八月頃から私が山に入り
ましたから、それから直ぐ金がかトリツ

クの方から寄附でも、援助の金でも来
るといふような氣がしておりました。
ところがなかなか参りません。ところが
新聞では報道し、世間の人はいつで
きるか、どうするのだといふことを言
われまして、まあ役員とか、理事者と
か、先立つ人は困つて来たわけであり
まして、どうせやるのであるから、皆
で山に登つてみようといふので、おの
の山に入り込みました。どうせやる
なら自分たちで金を出してやつてしま
おうじやないか、こういうことで、あ
なたどのくらい出せ、あなたはどのく
らい出せといふことを今日決めようじ
やないかといふことでありまして、私
はそこで考えまして、百万円すると申
上げたのは、第一線をやる世間の人
は山に木があるから、上村の奴はい
ことをやるに違ひないと言われるか
ら、それで私が出資しなければ皆さん
にも出して頂けないだろうと考えまし
た。それで百万円する。さういふふう
に私が申上げた。事実やるつもりで
おります。

○理事 外の理事者も同じような氣持
でしようか。

○証人 全部同じだと思ひます。出資
する方は……

○理事 そこに営利を営むとか、私利
を営むという考えはないでしようね。

○証人 そんなことは、まだ営利とい
ふのでございせんから、まだ事務所と
それから少年の寮舎と、電気工事が終
つたばかりでありまして、これから道
路の建設とか、まだ／＼とても大變の
仕事が残つておりますから。

○理事 これはあなたが商賣人とか事
業家としての建前ではなく、社会事業家
としての建前でやつたんですか。

○証人 そうです。
○理事 その前の耕地の問題とは違いますか。
○証人 違います。
○理事 併しそ言つちや甚だ言いにくいだけれども、前にいふ／＼事件を起したりした関係から、やはり検事正が関係しておる仕事に出資して置く、何かいいことがあるのぢやないかというふうなことも考えたんじゃないですか。
○証人 そんなことは全然考えません。
○理事 執行猶予になつたお礼だとかいうふうな気持ちもあなたはあつたんじゃないのですか。
○証人 そんな気持はありません。
○理事 いふ／＼な檢察廳との関係を仲立つておるのは名取君が中に立つておるんですね。
○証人 はい、私のところへ來ますまでは、名取さんが大体そういう事業をやつておりました。
○理事 あなたのところは今働いておるわけですね。
○証人 そうでございます。
○理事 そうするとやはり檢察廳との連絡は、常に名取君がやつておるわけですね。
○証人 檢察廳との連絡というふうなことは、現在ではございませんけれども、當時は名取さんがやつて呉れました。
○理事 名取君とはどういう関係ですか。
○証人 名取さんとは、申し上げますと、只今少年の町をやつて行きます行程の中に、たま／＼名取さんが追放になつたということで、名取さんとして

は、それまでは知らなかつたのでありますけれども、追放になるというときに、検事正から少年の町の仕事をさせるなら、名取が追放になるのだけれども、どこか職を見付けなければならん、行つてしまふと仕事ができんから、君のところはどうですか。あの人がどこかへ行つてしまつて、山を折角の形態にまでなりつゝあるものを、全然知らない人にこの山を委ねて行くことは困る。それじゃ私がとにかく月給を出しまして、本当は私のところへ來ておるといふ名前ですから、本当はやつて貰わなければならんから、當時の山の拂下げの金とか、増富村の土地の開放とかいうふうなことで、一生懸命取引をやつて呉れなかつたのであります。それでたま／＼長官から月給が安過ぎるとか何とかいうことを言ひましたけれども、私は少年の町から貰ひなさいというふうなことを申したのでありますけれども、この仕事に投資してある金もありませんし、そのままでいいというところで、やつておる間に、結局繋がつて自分のところへ來て、追放でよそへ行く人もあるということ、私が月給を出しまして、少年の町を一緒に倒れるまでやりまして、うなんといつて、我々はどこにも行かんで、全部私のものになりなさいというところになりまして、私のところに入つて参りました。
○理事 月給五千円出しておるとかいうのですが、そのくらいですか。
○証人 現在まだ五千円でございます。

○理事 ところが先生は、あなたから家を建てて貰つておるといふことでは、あなたはその土地をみるみ本人にやつたんですか。
○証人 そうでございます。
○理事 ずい分大変な金ですね。
○証人 大変でございます。大変でございますが、私も小僧から番頭で育つて來まして、人に使われたこともございまして、大體使うとか使われるというふうなことは、眞の自分の生きる最終点まで見ないとは人とは思ひません。ですから名取さんに働いて頂くには、どうしてか本人の最後まで考へてやらなければ働かせません。それで最初私にこういう話をしました。私は名前には忘れまして、何と云ふ人たちは、家を建ててやるから、うちの工場へ來て呉れないかと言われるけれども、不思議な縁であなたのところへ來たというので、私も家くらい建ててあげますと申し上げました。そんなに早く建てるともりはないかつたのですけれども、ところが名取さんのお嬢さんとお嬢さんを買うので、実は婿を取るのだけれども、人の家において、そうして建てて貰えるなら早くやつて貰いたいというので、少し待つて呉れといふことを何回も申し上げたのでありますけれども、名取さんができるなら早くやつて貰いたいというふうなことで、名取さんに攻められ、それじゃやうがない、やりまして、やうといふことで、建ててやることになりました。建ててやりますと、今度は名取さんは自分のことでありますから、今日は何がない、これがないとい

うことで結局ど／＼名取さんの方は私の家よりも早くできた。
○理事 一体土地と家屋でどのくらいですか。
○証人 土地は若松町に八十五坪五合という土地がありまして、それは調停裁判で争つておりました。だけれども争いが一年半くらい経つておりました。結局私が争ひでは敗れてその家に入れるようになりまして。だから名取さんその地所はあなたに上げます。それは当時金額にしまして一万二千円でございます。今度建てます家は工務所へ渡しました金額は十四万五千円で渡しました。それから自分の家にもあります古い壘とか、それから瓦とかいうようなものを渡しましたから全部では二十四、五万円になつております。
○理事 土地はいふ／＼文句が付いていまま渡したのですか。
○証人 それは自分で家に住んだわけですから、併し相当なものです。
○証人 現在の時價から言いましたら相当になります。
○理事 それは今後あなたの仕事の上で使うとしても、世間普通の雇傭関係だけれども、そんな金を出すところはどこにも日本國中ないですね、おかしな。
○証人 おかしくないです。私の考えでは、私のところには兩宮という従業員は、田舎の方で家を建ててやりまして、そのくらいにしかあつたら眞に働く者はございせんと思ひます。
○理事 それは官舎以上ですね。
○証人 はい。
○理事 だからそこに何か一物ありそ

うに考えられるのも無理はないじゃないですか。
○証人 本当にお氣の毒なところはあります。つい先日まで経営主で車歩いてたのに、夜九時に帰ることは、自轉車に鞭を付けて遅くまで働いておりましたし、ああいうところを見ますと、金銭づくではない。建ててやらなければいけないと思ひました。
○理事 一般普通の考えからいふと、何かそこに土地の交換問題に特に絡んでおると思ひますね。
○証人 交換問題には名取さんは加わつておりません。
○理事 そうですか。
○証人 はい。
○理事 名取はその当時事務官じゃなかつたのですか。
○証人 事務官でございました。
○理事 だから一番働いていたのぢやないですか。そういうところを見込んでやつていたのぢやないですか。
○証人 全然そういうことはありませぬ。ここでそういうふうなことを申し上げるのはどうかと思ひますが、私も眞にそういうふうにするつもりじゃなかつたのですけれども、少年の町の経営の行き方の中に、検事正と私と名取さんという三人の軋轢の問題が出現した。何となれば、名取さんを役員にしますときに、いふ／＼出資をして事務所をやり、お前は山に行つて調査をしるというふうなことで、私も金を投げ出したりする矢先に、私も妻を山に連れて行きました。自分の従業員を雇ひまして山にやつたのであります。が、たま／＼山から帰つて來ましたら、検事正から理事に君たちをしても、君は前科もあるし、名取は追放だし、

○証人 長官官舎へ持つて行つて差上げたものは全然ございません。
○理事 あなたも大きい商賣人の主人だから、知らない間に持つて行くというようなこともあるのじゃないですか。

○証人 知らない間に持つて行くというようなことはございません。官舎とか、少年の町に使えというような場合には私は持つて行つて、長官官舎を中心にして山の手業の検査などに行きますときに、例えば東京からお客さんが来て山の調査に行くというときに、酒とか、米とか、魚とかいうようなものは、酒とか、米とか、魚とかいうようなものは私は届けて置まして、そこから車で持つて行つたことは何回かございませうけれども、お宅へ差上げたというようなことはございません。

○証人 それじゃどうも有難う、御苦勞さんでした。
○証人（名取忠雄君著席） そうであります。
○理事（岡部常務） 名取忠雄君です。

○証人（名取忠雄君） そうであります。
○理事 当法務委員会で甲府事件について証人としてお尋ねしたいことがあります。予め宣誓をして頂きたいと思ひます。

○証人 元警察官をやつておられたそうです。
○証人 そうであります。
○証人 それから。

○証人 警察官をやつておられて、日下部の警察署長から、檢察廳の檢察事務官に入つて参りました。
○証人 それから檢察事務官はいつて

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○証人 二十二年の二月からでございますか。
○証人 二十二年の二月からでございますか。

○理事　そうすると次席検事と同じよ
そういふ点をやつておりました。

三

11

買ったという関係もありますから、少年の町の方から……。

○理事 少年の町の方から出して貰いたいというのですか。少年の町の方から直接貰っていないでしよう。

○証人 貰っておりませんが、何とか考えて貰わなければ生活がとてもしち行かんという関係から、お願いをしますというところでお願いをしましたので、少年の町としては経費がないというところで断られました。そこで仕方がないから、それでは上村氏の経営しておる山梨被服という会社の事務をやつたらどうかというところで、十月の月末からその会社の事務取締役をやつております。

○理事 いやその方で生活は安定するわけですね。

○証人 そうであります。

○理事 五千円以上に何かあるわけですね。重役としての手当があるわけですね。

○証人 そうであります。

○理事 その瑞崎山のこともありますが、法律専門学校ですね、あれは検事正が大変働いてやつておられた。あの計画にもあなたは十分參與しておられますか。

○証人 最初のうちは參與しております。

○理事 あれは誰の発起ですか、初めの発起は……。

○証人 あれは検事正だろーと思ひます。丁度私が去年の元日からちよつと休を思ひまして一ヶ月程寝ました。そのときに検事正が大体まあ大綱を作りまして、これでやりたいと思うというような話があつたのです。

○理事 それからあなたはどんなふう

に手傳いをされましたか。

○証人 私の関係は一應学校の設立の許可願を出し、縣知事から許可を貰うまでの関係をやりました。

○理事 寄附の問題など、どうですか。

○証人 寄附の問題は一應話を四、五ヶ所したという程度であります。

○理事 何か前に警察に関係もあるし、検事正、検察廳に行つておるし、いろ／＼なあれを知つておるでしよ、穴を……そういうところをあなた

は専ら担当したのじやないですか、そういうところを目星を付けた。

○証人 知つてはおりましたが、今になつて逃げるわけではありませんが、追放該当事が寄附を貰いに歩くというやうなことであれば、追放該当事の救済運動のような印象を与えることは自分には困るというわけで、一應お断わり申したことがある。そこで君らだけじゃ困る。それでは次席検事も一緒にどうだということ、二、三話に会いに行つたことがあります。

○理事 あなた一人では行けないんですか。

○証人 一人だと私は御免蒙むりた

い。○理事 次席と一緒に運動したことがあるんですね。

○証人 最初のうちですね。

○理事 この学校ができたら、あなたはやはり理事者にでもなるつもりだつたんですね。

○証人 最初はそう思つていたんです。ところが学校の設立の許可書が参りまして、引續いてこれを人の関係を明白にしなければならん。そこで財團法人の設立の願書を一應原稿を作つた

んであります。そこで縣の教育部に参りまして、いろ／＼様子を聴いて見ましたところが、資格審査を必要だという話がありまして、これは七月頃だと思ひます。そこで資格審査はどういうふうに出すでしよ、こゝ言ひましたところが、理事長も出さなければならんし、理事も出す、それから教授も必要になる、更に書記までも資格審査の申請を出さなければならん。こういう話を受けてまして、それでは追放該当事である私はどうだろうと相談しましたら、あなたは工合が悪いという話がありまして、爾來そちらの方は手を引いて、今日に至つております。

○理事 学校ができたら校長なんかに誰がなるんのです。

○証人 校長には検事正がなるか、然るべき適當な者、まあ大物でもあればその人がなるんではないか……。

○理事 何かそういう下話がありまして、誰がなるかという下馬評なり、或いは計画なり……。

○証人 検事正が理事長ですから、検事正の推薦する立派な人があれば、検事正がなるか、又は然るべき人があればするべきものだ、私は考へておりました。

○理事 寄附金のことをつつた序に、瑞崎山の方ですが、あれの資金はどういうのですか。これは随分金の要る問題だと思ひますが……。

○証人 あれの問題は出資金で賄いを付けようということになつたんです。

○理事 一体あなたの見込みでは、そういうふうな事業経営が成立しますか、收支計算が成立しますか。

○証人 運営の如何によれば十分成立

○理事 随分地理的に條件が悪いそうではありませんか。

○証人 状況が悪いと言つても、道路の關係がありますから、道路關係でも解決しますれば、いいと思つております。

○理事 出資金と言ひますけれども、出資金なら返さなければならんでしよ

うね。

○証人 そうです。

○理事 営利でないから、そんな利益が上るといふことも見込めないでしよ

うが、そんな計算は立つておるんですか。

○証人 一應検事正の構想によつて、收支の計算がこれなら行くだろうというところで出資したわけなんです。

○理事 あの中には、出資というのは五万、十万ならいいけれども、随分大きな金の出資があるではありませんか。あれはどういうのでしよ。

○証人 あれはそれ／＼の力に應じて、淺川隆治郎氏とか、或いは川口莊二郎とか、米山泉とか、それ／＼……。

○理事 一番大きいのは誰ですか、塩川ですか。

○証人 淺川だろーと思ひます。

○理事 百五十万円。

○証人 そうであります。

○理事 あれは本當の出資ですか、寄附ですか、あなた知つておられるですか。

○証人 あれは出資です。

○理事 何でも御本人の言うところでは、家屋敷を抵当に入れて、日歩二銭三厘とかで借りて、それで出した。だから事業計画がうまく行つて収益が上るようになったら返して貰う。それまでは自分は利子を寄附するんだ。利拂

をしなからそれを寄附したつもりでやつておるんだと言つておられますが、その通りですか。

○証人 その通りであります。

○理事 随分これも大きなもんですね。

○証人 大きなもんなんです。

○理事 だが、それはまあ本當の計画が立たなければ出さないわけでないですかね。そういうことはあなたも實際そういう事務の方の方として相当考へておられるでしよ。

○証人 恐らくあれは瑞崎山というのは相當有名な山でもあるし、あれを今後キリスト教團というものが本當に力を入れて、寄附金が集まり、又運営する人を得れば、十分將來發展性があると思ひます。

○理事 先程実は上村さんと話したんだが、上村さんとあなたが非常に仲よくなつたという。検事正と何か考へ方が變つて來たんですか。

○証人 若干變つて來ました。

○理事 どんなふうに変つたんです。

○証人 それは何と言ひますか、實際面の仕事を検事正はやつておられませんから、第一線の仕事をやる私にしても、上村氏にしても、具體的問題になると、どうしても意見が隔まらんやうな關係が出て参りまして……。

○理事 それでまあ検事正とは意見が対立しちやつたんですか。

○証人 まあ対立というが、根本的のもんでないにしても、常に對立してお

ります。事ごとに……それで私が「はい」と言つて受けてしまへば、これは責任がありますから、一々何か計画する場合には、自分の意見はこゝう意見である、夢のような意見じや困ると

○理事 それからあなたはどうなよう
○証人 明白にしなければならん。そこで財團
法人の設立の願書を一應原稿を作った
つと思ひます。

○証人 甲府の財務局と言いますか、東京の財
務局の山梨地方何と言いますか、そう
いう方面へ行きましたが、はつきり
した回答を得ませんでした。税務署も
その通り。
○理事 そうですか、法務廳の方へは
出ませんでしたか。
○証人 法務廳の方へも出まして、係
の方にいろいろ伺ひいたしました。
○理事 これは併し分るでしよう。
○証人 ええ、分つております。
○理事 これは相当例があるでしよ
う。併しそういう換地の場合、従前の
例で言つと、ああいう個人と書いてい
る場合は少いのじやないかと思ひま
す。
○証人 例が余りないようですね。
○理事 そこで当事者としては、これ
は無理だということを考えなければなら
なかつたのですか。無理があるのじや
ないかという事を考えなかつたでしよ
うか。
○証人 無理と言いますか……。
○理事 とにかく世の中からいへば、
批判される、少くとも非難を受け易い
のじやないかと、こういふふうに考え
るのが常識じやないかと思ひますが
ね。結果においては事実そうなつてい
るのですから、それは共願者、願う人
間が何人かいるのです。それを押しの
けて或る個人がそつちへ行つたと考え
られては、これは問題が起さるゝのは当
り前だ。結局においてはそうなつてい
る。そこを役人としてのあなた方が十
分に考へておられたかどうかというこ
と。殊に相手が前に事件を起して、執
行猶予になつてゐるというやうなこと
から考へると、これは世の中で非難す
るのも無理はないのじやないか。これ
は憤ししなければならんと考へるのが
常識じやないかと思ふ、役人の……そ
こまで考へませんでしたか。
○証人 私としては、大体檢察廳
の空氣が檢察の官舎がない。馬小屋の
二階に在るという事を申され、今度
はよかつた、上村氏が義侠的にあれし
たがために檢察官が官舎に入れるとい
うやうなことを言つておりました、そ
んな關係からそう與へて今日の將來まで
考へて私はやつたわけじやなしに、た
だ命令によつて動いておりましたか
ら、そこまで自分が檢察正のやうな立
場で今日を見送して考へておつたわけ
じやありません。
○理事 ところがあなたは非常に檢察
正から信頼されて、或る言ひ方から言
へば腹心じやないかと思ふのです。そ
ういふ人がそんな好い加減なことじや
心細い。
○証人 心細くともその当時の情勢と
いうか、私の氣持としては、檢察正の
命令だから、而もあの當時私は一介の
檢察事務官でありまして、檢察の、勿
論権限もございませぬし、命令一下や
つておつたという情勢でございませぬ。
○理事 ですから檢察の本當の事務な
らういふが、そうでなく機の上のやうい
う事務の仕事ならば、むしろあなたが
主でなければならぬと私は見ており
ます。それにしてはちよつと駄目の押
し方が足りないやうに感じますが。
○証人 まあ、どう御判斷になつても、
これは私の不明のいたすところであ
り方ないと思ひます。
○理事 今あれですね。上村氏のパ
レオとか、オリオン・パレスですか、
あれはまだ本當の所有權關係などから
言へば宙ぶらりんのところがあるよう
ですね。必ずしも確定しておりませ
ね。而も世の中から騒がれておるとい
うやうなこと、又一方檢察廳も批判の
的になつてゐる。そういういろいろの
ことを考へ合せて、あなたはどのやう
ふにこの事件を見ておられますか。
あなたも渦中の一人だから聴くのもお
かしいかも知れないが、冷静な頭でど
ういふふうに考へておられますか。
○証人 ただ私の當時の考へ方として
は、信頼をする檢察正が法務廳、大蔵
省方面と折衝の上、既成事實を作つて
もよろしいというやうなお話があつて
やつたということですから、そのま
まは機械的に今日まで来てしまいま
した。只今言ひように深い考察の下に
やつたわけではありませぬ。
○伊藤修君 あなたは上村氏とは、家
を賣う話があつたその以前に、外にも
そういう話があつたのですか、その外
の人の名前。
○証人 申上げます。それは南巨摩郡
の富河村という村があります。その
山本榮五郎という人がありました。そ
れであなたは辞めたら、そこに大蔵省
の森林地帯がありまして、そこで木材
をやつておる、一緒にやらないか、や
らうという話がありました。それでま
あ警察でも退職したら、先ず氣候もよ
いし、それから山林資源もありま
すし、お互いやろうというやうな約束
がありました。
○伊藤修君 それは木材業ですか。
○証人 そうです。
○伊藤修君 甲府からどのくらいあり
ますか。
○証人 甲府から六、七里離れており
ます。

○証人 行きたいと考えております。
ただ併し自分としては、生活の拠りど
ころと言いますか、そういうものがあ
りませんから、少年の町の仕事は勢
第二義的になると考へております。現
在やつております被服工業に先ず重点
を置きまして、少年の町の經營をやる
場合には、まあ予備と言いますか、後
備と言いますか、第一線を退いて、必
要の都度會議に出席し、或いは折衝等
に臨むということになると思ひます。
○理事 次に檢察正官舎の換地問題で
すね。あれは初めからあなた御關係で
しよ。
○証人 最初からというのですか、私
は檢察事務官を奉職しております當時
に話を伺ひました。
○理事 その當時のことを伺ひたいの
です。その當時上村氏からいろいろ頼
まれて、ああいうことをやられたん
でありますか。
○証人 そんなことはありません。
○理事 そうすると、檢察廳の方の働
きかけですか。
○証人 檢察廳の……私の関與した範
圍においては、檢察正の命令によりま
して、私は檢察事務官としての換地關
係の當面の文書の處理とかいうやうな
ことをやりました。
○理事 あれは法務廳とはよく折衝し
て進められたんですか。
○証人 そうらしいですが、下話と言
いますか、法務廳の上の方の話は、檢察
正が會計課長と会い、或いはその他の
○証人 關係を認めまして、ただ事務的の處理
を、名取事務官行つて来いということ
で、一、二回法務廳へも参つたことが
あります。
○理事 あれは會計上相當問題になる
と思ひますがね。國有財産法の問題に
もなる。そういうことの研究はあなた
がなさつたのですか。
○証人 一應私もやるし、檢察正も研
究されたと思ひます。
○理事 外に會計の専門家はありま
したか。
○証人 おりません。
○理事 おらないのですか。そうする
とあなたは警察の経験、行政の経験が
あるというのでそれを担当しようとな
形になりますね。
○証人 法務廳の方へ伺を立てたり何
かしまして、それで當然本來の檢察廳
としてのあれは事務になりますから、
次席檢察に何を立てるとか、或いは檢
査正の命令によつてこうしろと言つた
場合に、具体的に、要するに勤務に従
事したと言ひますか、そういう關係で
あります。
○理事 併し會計法上或いは國有財産
法の關係は、檢察正なり次席では分ら
ないのが本當だと思ひますがね。
○証人 そうです。
○理事 あなたの方が一番詳しいので
す。
○証人 一應研究して見ましたが、こ
れは難解な規則でありまして、なか
なかに了解しづらい点がある。
○理事 そうすると財務局の方に聴く
とか、いろいろ方法を盡しておらな
ければならぬが、それはやつており
ますか。
○証人 財務局へも行つたけれども、

甲府の財務局と言いますか、東京の財
務局の山梨地方何と言いますか、そう
いう方面へ行きましたが、はつきり
した回答を得ませんでした。税務署も
その通り。
○理事 そうですか、法務廳の方へは
出ませんでしたか。
○証人 法務廳の方へも出まして、係
の方にいろいろ伺ひいたしました。
○理事 これは併し分るでしよう。
○証人 ええ、分つております。
○理事 これは相当例があるでしよ
う。併しそういう換地の場合、従前の
例で言つと、ああいう個人と書いてい
る場合は少いのじやないかと思ひま
す。
○証人 例が余りないようですね。
○理事 そこで当事者としては、これ
は無理だということを考えなければなら
なかつたのですか。無理があるのじや
ないかという事を考えなかつたでしよ
うか。
○証人 無理と言いますか……。
○理事 とにかく世の中からいへば、
批判される、少くとも非難を受け易い
のじやないかと、こういふふうに考え
るのが常識じやないかと思ひますが
ね。結果においては事実そうなつてい
るのですから、それは共願者、願う人
間が何人かいるのです。それを押しの
けて或る個人がそつちへ行つたと考え
られては、これは問題が起さるゝのは当
り前だ。結局においてはそうなつてい
る。そこを役人としてのあなた方が十
分に考へておられたかどうかというこ
と。殊に相手が前に事件を起して、執
行猶予になつてゐるというやうなこと
から考へると、これは世の中で非難す
るのも無理はないのじやないか。これ
は憤ししなければならんと考へるのが
常識じやないかと思ふ、役人の……そ
こまで考へませんでしたか。
○証人 私としては、大体檢察廳
の空氣が檢察の官舎がない。馬小屋の
二階に在るという事を申され、今度
はよかつた、上村氏が義侠的にあれし
たがために檢察官が官舎に入れるとい
うやうなことを言つておりました、そ
んな關係からそう與へて今日の將來まで
考へて私はやつたわけじやなしに、た
だ命令によつて動いておりましたか
ら、そこまで自分が檢察正のやうな立
場で今日を見送して考へておつたわけ
じやありません。
○理事 ところがあなたは非常に檢察
正から信頼されて、或る言ひ方から言
へば腹心じやないかと思ふのです。そ
ういふ人がそんな好い加減なことじや
心細い。
○証人 心細くともその当時の情勢と
いうか、私の氣持としては、檢察正の
命令だから、而もあの當時私は一介の
檢察事務官でありまして、檢察の、勿
論権限もございませぬし、命令一下や
つておつたという情勢でございませぬ。
○理事 ですから檢察の本當の事務な
らういふが、そうでなく機の上のやうい
う事務の仕事ならば、むしろあなたが
主でなければならぬと私は見ており
ます。それにしてはちよつと駄目の押
し方が足りないやうに感じますが。
○証人 まあ、どう御判斷になつても、
これは私の不明のいたすところであ
り方ないと思ひます。
○理事 今あれですね。上村氏のパ
レオとか、オリオン・パレスですか、
あれはまだ本當の所有權關係などから
言へば宙ぶらりんのところがあるよう
ですね。必ずしも確定しておりませ
ね。而も世の中から騒がれておるとい
うやうなこと、又一方檢察廳も批判の
的になつてゐる。そういういろいろの
ことを考へ合せて、あなたはどのやう
ふにこの事件を見ておられますか。
あなたも渦中の一人だから聴くのもお
かしいかも知れないが、冷静な頭でど
ういふふうに考へておられますか。
○証人 ただ私の當時の考へ方として
は、信頼をする檢察正が法務廳、大蔵
省方面と折衝の上、既成事實を作つて
もよろしいというやうなお話があつて
やつたということですから、そのま
まは機械的に今日まで来てしまいま
した。只今言ひように深い考察の下に
やつたわけではありませぬ。
○伊藤修君 あなたは上村氏とは、家
を賣う話があつたその以前に、外にも
そういう話があつたのですか、その外
の人の名前。
○証人 申上げます。それは南巨摩郡
の富河村という村があります。その
山本榮五郎という人がありました。そ
れであなたは辞めたら、そこに大蔵省
の森林地帯がありまして、そこで木材
をやつておる、一緒にやらないか、や
らうという話がありました。それでま
あ警察でも退職したら、先ず氣候もよ
いし、それから山林資源もありま
すし、お互いやろうというやうな約束
がありました。
○伊藤修君 それは木材業ですか。
○証人 そうです。
○伊藤修君 甲府からどのくらいあり
ますか。
○証人 甲府から六、七里離れており
ます。

甲府の財務局と言いますか、東京の財
務局の山梨地方何と言いますか、そう
いう方面へ行きましたが、はつきり
した回答を得ませんでした。税務署も
その通り。
○理事 そうですか、法務廳の方へは
出ませんでしたか。
○証人 法務廳の方へも出まして、係
の方にいろいろ伺ひいたしました。
○理事 これは併し分るでしよう。
○証人 ええ、分つております。
○理事 これは相当例があるでしよ
う。併しそういう換地の場合、従前の
例で言つと、ああいう個人と書いてい
る場合は少いのじやないかと思ひま
す。
○証人 例が余りないようですね。
○理事 そこで当事者としては、これ
は無理だということを考えなければなら
なかつたのですか。無理があるのじや
ないかという事を考えなかつたでしよ
うか。
○証人 無理と言いますか……。
○理事 とにかく世の中からいへば、
批判される、少くとも非難を受け易い
のじやないかと、こういふふうに考え
るのが常識じやないかと思ひますが
ね。結果においては事実そうなつてい
るのですから、それは共願者、願う人
間が何人かいるのです。それを押しの
けて或る個人がそつちへ行つたと考え
られては、これは問題が起さるゝのは当
り前だ。結局においてはそうなつてい
る。そこを役人としてのあなた方が十
分に考へておられたかどうかというこ
と。殊に相手が前に事件を起して、執
行猶予になつてゐるというやうなこと
から考へると、これは世の中で非難す
るのも無理はないのじやないか。これ
は憤ししなければならんと考へるのが
常識じやないかと思ふ、役人の……そ
こまで考へませんでしたか。
○証人 私としては、大体檢察廳
の空氣が檢察の官舎がない。馬小屋の
二階に在るという事を申され、今度
はよかつた、上村氏が義侠的にあれし
たがために檢察官が官舎に入れるとい
うやうなことを言つておりました、そ
んな關係からそう與へて今日の將來まで
考へて私はやつたわけじやなしに、た
だ命令によつて動いておりましたか
ら、そこまで自分が檢察正のやうな立
場で今日を見送して考へておつたわけ
じやありません。
○理事 ところがあなたは非常に檢察
正から信頼されて、或る言ひ方から言
へば腹心じやないかと思ふのです。そ
ういふ人がそんな好い加減なことじや
心細い。
○証人 心細くともその当時の情勢と
いうか、私の氣持としては、檢察正の
命令だから、而もあの當時私は一介の
檢察事務官でありまして、檢察の、勿
論権限もございませぬし、命令一下や
つておつたという情勢でございませぬ。
○理事 ですから檢察の本當の事務な
らういふが、そうでなく機の上のやうい
う事務の仕事ならば、むしろあなたが
主でなければならぬと私は見ており
ます。それにしてはちよつと駄目の押
し方が足りないやうに感じますが。
○証人 まあ、どう御判斷になつても、
これは私の不明のいたすところであ
り方ないと思ひます。
○理事 今あれですね。上村氏のパ
レオとか、オリオン・パレスですか、
あれはまだ本當の所有權關係などから
言へば宙ぶらりんのところがあるよう
ですね。必ずしも確定しておりませ
ね。而も世の中から騒がれておるとい
うやうなこと、又一方檢察廳も批判の
的になつてゐる。そういういろいろの
ことを考へ合せて、あなたはどのやう
ふにこの事件を見ておられますか。
あなたも渦中の一人だから聴くのもお
かしいかも知れないが、冷静な頭でど
ういふふうに考へておられますか。
○証人 ただ私の當時の考へ方として
は、信頼をする檢察正が法務廳、大蔵
省方面と折衝の上、既成事實を作つて
もよろしいというやうなお話があつて
やつたということですから、そのま
まは機械的に今日まで来てしまいま
した。只今言ひように深い考察の下に
やつたわけではありませぬ。
○伊藤修君 あなたは上村氏とは、家
を賣う話があつたその以前に、外にも
そういう話があつたのですか、その外
の人の名前。
○証人 申上げます。それは南巨摩郡
の富河村という村があります。その
山本榮五郎という人がありました。そ
れであなたは辞めたら、そこに大蔵省
の森林地帯がありまして、そこで木材
をやつておる、一緒にやらないか、や
らうという話がありました。それでま
あ警察でも退職したら、先ず氣候もよ
いし、それから山林資源もありま
すし、お互いやろうというやうな約束
がありました。
○伊藤修君 それは木材業ですか。
○証人 そうです。
○伊藤修君 甲府からどのくらいあり
ますか。
○証人 甲府から六、七里離れており
ます。

甲府の財務局と言いますか、東京の財
務局の山梨地方何と言いますか、そう
いう方面へ行きましたが、はつきり
した回答を得ませんでした。税務署も
その通り。
○理事 そうですか、法務廳の方へは
出ませんでしたか。
○証人 法務廳の方へも出まして、係
の方にいろいろ伺ひいたしました。
○理事 これは併し分るでしよう。
○証人 ええ、分つております。
○理事 これは相当例があるでしよ
う。併しそういう換地の場合、従前の
例で言つと、ああいう個人と書いてい
る場合は少いのじやないかと思ひま
す。
○証人 例が余りないようですね。
○理事 そこで当事者としては、これ
は無理だということを考えなければなら
なかつたのですか。無理があるのじや
ないかという事を考えなかつたでしよ
うか。
○証人 無理と言いますか……。
○理事 とにかく世の中からいへば、
批判される、少くとも非難を受け易い
のじやないかと、こういふふうに考え
るのが常識じやないかと思ひますが
ね。結果においては事実そうなつてい
るのですから、それは共願者、願う人
間が何人かいるのです。それを押しの
けて或る個人がそつちへ行つたと考え
られては、これは問題が起さるゝのは当
り前だ。結局においてはそうなつてい
る。そこを役人としてのあなた方が十
分に考へておられたかどうかというこ
と。殊に相手が前に事件を起して、執
行猶予になつてゐるというやうなこと
から考へると、これは世の中で非難す
るのも無理はないのじやないか。これ
は憤ししなければならんと考へるのが
常識じやないかと思ふ、役人の……そ
こまで考へませんでしたか。
○証人 私としては、大体檢察廳
の空氣が檢察の官舎がない。馬小屋の
二階に在るという事を申され、今度
はよかつた、上村氏が義侠的にあれし
たがために檢察官が官舎に入れるとい
うやうなことを言つておりました、そ
んな關係からそう與へて今日の將來まで
考へて私はやつたわけじやなしに、た
だ命令によつて動いておりましたか
ら、そこまで自分が檢察正のやうな立
場で今日を見送して考へておつたわけ
じやありません。
○理事 ところがあなたは非常に檢察
正から信頼されて、或る言ひ方から言
へば腹心じやないかと思ふのです。そ
ういふ人がそんな好い加減なことじや
心細い。
○証人 心細くともその当時の情勢と
いうか、私の氣持としては、檢察正の
命令だから、而もあの當時私は一介の
檢察事務官でありまして、檢察の、勿
論権限もございませぬし、命令一下や
つておつたという情勢でございませぬ。
○理事 ですから檢察の本當の事務な
らういふが、そうでなく機の上のやうい
う事務の仕事ならば、むしろあなたが
主でなければならぬと私は見ており
ます。それにしてはちよつと駄目の押
し方が足りないやうに感じますが。
○証人 まあ、どう御判斷になつても、
これは私の不明のいたすところであ
り方ないと思ひます。
○理事 今あれですね。上村氏のパ
レオとか、オリオン・パレスですか、
あれはまだ本當の所有權關係などから
言へば宙ぶらりんのところがあるよう
ですね。必ずしも確定しておりませ
ね。而も世の中から騒がれておるとい
うやうなこと、又一方檢察廳も批判の
的になつてゐる。そういういろいろの
ことを考へ合せて、あなたはどのやう
ふにこの事件を見ておられますか。
あなたも渦中の一人だから聴くのもお
かしいかも知れないが、冷静な頭でど
ういふふうに考へておられますか。
○証人 ただ私の當時の考へ方として
は、信頼をする檢察正が法務廳、大蔵
省方面と折衝の上、既成事實を作つて
もよろしいというやうなお話があつて
やつたということですから、そのま
まは機械的に今日まで来てしまいま
した。只今言ひように深い考察の下に
やつたわけではありませぬ。
○伊藤修君 あなたは上村氏とは、家
を賣う話があつたその以前に、外にも
そういう話があつたのですか、その外
の人の名前。
○証人 申上げます。それは南巨摩郡
の富河村という村があります。その
山本榮五郎という人がありました。そ
れであなたは辞めたら、そこに大蔵省
の森林地帯がありまして、そこで木材
をやつておる、一緒にやらないか、や
らうという話がありました。それでま
あ警察でも退職したら、先ず氣候もよ
いし、それから山林資源もありま
すし、お互いやろうというやうな約束
がありました。
○伊藤修君 それは木材業ですか。
○証人 そうです。
○伊藤修君 甲府からどのくらいあり
ますか。
○証人 甲府から六、七里離れており
ます。

○伊藤修君 只今のお住居は甲府でしよう。

○証人 現在甲府です。

○伊藤修君 その当時、辞められた当時は甲府でう。

○証人 その当時私は南部というところの警察署長をやつておりました。そんな関係がよく知つております。

○伊藤修君 その話の当時はお住居は。

○証人 それは甲府です。

○伊藤修君 そういう場合には、甲府に住まつていらつしやる人が、そういう辺鄙な所に新しく就職する場合に居住を上げよう。上げようということは住居を提供しようという意味ですね。住居を只で呉れてやろうという意味じゃないですか。

○証人 いやそうではありません。それは同志的な結合で山本君とは心安かつたもので……。

○伊藤修君 仮にあなたのおつしやるように住居を呉れてやろうというようなことにしても、新しい辺鄙な所に事業を開始するには当然住居というものが問題になつて来る。そういう場合には住居を提供するか、或いは呉れるという問題も考えられますけれども、同じ甲府に住まうような場合、就職するような場合に、家を探して、住まうところを見付けてやるといふようなことはあるかも知れませんが、家を一緒に呉れるというところは常識的に考えられないでしよう。日本中を歩いたところが、そういう好条件であつたを迎えなければならぬという何か必要性がありますか、特段のあなたに技能がありますか、失礼ですが。

○証人 技能と言いますか、私には大

体そう申しては何ですが、働かせる力のある人が働かせて呉れれば十分働きたいと思ひます。

○伊藤修君 何人でも、どんな事業家でも人を儲けよう場合には、全的にその人の能力を会社に提供して貰ひたい、こ

う希望して雇ひ入れることは当り前のことですが、あなたもやはり同じことですから、あなたが体を賣つたわけでもないし、命を捧げたわけでもないし、あなたの頭脳全体を全的に提供するという約束の下に入つたのですから、それ以上のものは何もない筈です。にも拘らず普通常識的に考へて異例な、さうな多額な財産を事前に提供するというには何か原因がな

くちやならん。將來じやなくして、過去におけるところのあなたの功績に対して報いるということが多くあるのじやないですか。

○証人 普通常識的にはそう考えられます。

○伊藤修君 だからあなたが警察に勤めになつたときに、検事の職をじやなくて、拂下問題、交換問題について御盡力になつた、その御功績に対して報いるという点も含まれておるのではないですか。

○証人 そんなことはありません。

○伊藤修君 何と言つたつて原因がないじやありませんか。

○証人 私は……。

○伊藤修君 呉れる原因がどこにあるんですか。

○証人 私は飽くまで上村氏との関係は、上村氏の雇人です。

○伊藤修君 雇人なら、雇人に二十何万円という品物を提供するということは考えられませんか、常識的に。

あなたが東京に出て来て、或いはその他でも簡単に家を呉れる人がありますかね、就職する場合に……何か因縁がなくちやならんと思うのですか、それが……。

○証人 それは……。

○伊藤修君 就職とか、就職ではないという問題は別問題として、少なくともあなたのお働きに対する好意が含まれてゐるのではないかと……。

○証人 そういふふうに巻込んで話しているのは私は承認できないのです。

○伊藤修君 できなければいいのです。

○証人 はあ。

○伊藤修君 何か原因がなくちやならんと思うわけですが。

○証人 官舎問題を有利に展開するといふような私に権限はないのです。

○伊藤修君 権限の有無は別ですが、権限がなくとも検事の権限を笠に着て仕事ができるのですから、あなたに権限がなかつたら、あなたの仕事は検事の範囲外においてなしたのであるから、権限を今申上げたわけではないのです。あなたが貰う理由がどこにあるといふことを、はつきり我々に背けるようにおつしやるて頂きたい。ただ將來の働きから家を呉れるとか、それは普通常識的に考えられないのです。

○証人 ところが……。

○伊藤修君 さつきの場合とは事情が違います。それは七里も八里も山奥に行つて仕事をする場合とか、その場合には家を提供するという話はあり得るのです。けれども今あなたの勤めていらつしやる上村君の事業場は甲府にあつて、敢てあなたに家を提供しな

くちや仕事に全的に發揮できないという事情はないというのです。

○証人 私の場合には、これは言葉を返して失礼のようですが、山本という男の關係と、上村氏の關係を私は一應検討して見ました。そして上村という人は全然それまで知らなかつたので

○伊藤修君 知らぬ人には……。

○証人 ところが……。

○伊藤修君 知らぬ人が尙更呉れるといふことはおかしいじやないですか。

○証人 まあ暫く、私が申上げますが、そんな關係で、上村という人が人間的にどんな人であらうというわけが私がつて見たところ、非常に情熱に燃えたやうな放浪家のような、非常に面白男だ、それでこれなら一緒に仕事をやつて見ても異議はないという感じがしたので。そこで山本君の方に行こうか、上村氏の方に行こうかというこ

○伊藤修君 上村氏の方に行こうかというこ

○証人 上村という人物面白人物だ、これと一働きして見たいという慾望が出て参りました。そして二人が連絡を取りながら今日までやつて来たといふ現状であります。今後においても上村氏の爲ならば十分私は力のあらん限り働きたい……。

○伊藤修君 その氣持はよく分つております。先程からあなたが詳々とお述べになつたからそのことはよく分ります。だからさういふ域に入る直前にいて、まだ何らの交渉關係がでないのに、何故いきなり家を呉れたのです。その理由はどこにあるのだ。こう聴くのです。ただ將來のことを慮つて呉れたというのでは、そこらのことが

大まかというか、でたらめというか、原因が薄弱過ぎるのじやないか。何かそこに呉れなければならぬ理由があるのじやないですか、こゝろ言ひのです。

○証人 別に交換の條件というのはいりません。

○伊藤修君 ただ漫然と呉れたのです

○証人 漫然か何か、とにかく上村氏が呉れたのです。

○理事(岡部常君) 私、それに関連して伺いますが、上村氏のところへあなたが行つて働いたために五千円、それから住宅問題、こゝろいう兩條件であつたは上村氏と縁を結んだわけですね。その條件は誰が付けたのです。あなたが付けたのですか。

○証人 それは上村氏が……。

○理事 検事正が中に入つて呉れたのですか。

○証人 そうじやありません。

○理事 あなたと二人の話ですか。

○証人 そうです。それは上村氏が、あなたは刑事課長までやつておられ、それからまあ署長もやつておられ、自分としては、一介の青年が甲府へ進出して今後やろうという矢先だから、知合ひは少ないし、あなたのような人が来て呉れたのは実に感激に堪えないといふわけで、進んで上村氏がさうい

○理事 上村氏はただそれは検事正と交渉して決めたように言つておるのです。そこはあなたは御承知ない。

○証人 それは上村氏が検事正と交渉されたか否かは知りませんが、私としては、上村氏がさういふ話を持つて参りましたから、そこで承諾したので

○証人 技能と言いますか、私には大
十何万円という品物を提供するという
ことは考えられませんよ、常識的に。
いらつしやる上村君の事業場は甲府に
あつて、敢てあなたに家を提供しなく
は、上村氏がそういう話を持つて参
りましたから、そこで承諾したので
す。

○理事 あなたは直接の条件だと思つ
ておられるわけですね。
○証人 そうです。
○理事 それでは御苦勞様でした。
○証人 池田九郎君著席
○理事 閣下 池田九郎君さんです
ね。
○証人 池田九郎君 そうです。
○理事 法務委員会が証人としてお尋
ねたいと思います。先ず宣誓を
して頂きます。
「総員起立、証人は次のように宣誓
を行なつた」
宣誓書
良心に従つて眞實を述べ、何事もか
くさず、又、何事もつけ加えないこ
とを誓います。
証人 池田 九郎
○理事 御宣誓になりました以上は、
それに従つて頂きますと、偽証の規
定がございますから、どうぞ御承知を
願いたい。お年はお幾つでございます
か。
○証人 五十八です。
○理事 現在のお住居は。
○証人 朝氣町二十一番地ございま
す。
○理事 それは官舎でございますか。
○証人 そうです。
○理事 御職業は甲府の検事正です
ね。
○証人 そうです。
○理事 御経歴の大体をちよつとおつ
しやつて下さい。
○証人 京都帝國大学独法科を卒業し
まして……
○理事 それは大正何年でございま
すか。
○証人 大正五年です。

○理事 それからつと司法部に入つ
ておられた。
○証人 いや、それから三年間弁護士
をやりました。それから司法部に入り
ました。
○理事 つつと内地に御勤務ですか。
○証人 そうです。内地ですが、沖繩
に。
○理事 検事正は沖繩で初めて。
○証人 そうです。
○理事 それから甲府ですか。
○証人 そうです。
○理事 甲府はいつからですか。
○証人 甲府は昭和二十一年の七月。
○理事 それから現在まで続いております
ののですか。
○証人 そうです。
○理事 そうすると、検事の生活も随
分長いことになりましたね。
○証人 二十八年。
○理事 それから信仰生活はどんなふ
うでございしたか。カトリック信者
でいらっしゃることをお聞しております
が、いつ頃からですか。
○証人 信仰生活は随分長いのです。
高等学校時代からつと臨済宗の禪を
やつておりました。それから検事にな
つて北海道に行つて、中川検事長の下
におつたのです。それから先ずそのと
きに松島瑞巖寺の和尚さんから提唱を
聴いておつた。
○理事 それは官舎ですか、北海道で
すか。
○証人 北海道です。
○理事 北海道で、松島に見えておら
れるのですか。
○証人 時々見えて検事長と一緒に
……
○理事 和尚さんの方が北海道に來
て……

○証人 そうです。お出でになつて坐
禪をやつておりました。ところが検事
長いらくのころから自殺なすつたの
です。そのときに、私が本当に禪天魔
だという感じがして、禪から離れる動
機になりました。それから熊本に行き
まして、前に私の妻が女学校時代にバ
イブル・クラスにおりました、そのと
きに当時の宣教師を訪ねて行つたので
す。ところがアメリカに帰國してあり
まして、日本の牧師がおりまして、私
の家を訪ねて来るようになって、二十
四年前です。その牧師という話を
するうちに、バプテストの洗礼を受
けることになりました。それが沖繩の
検事正時代まで、つとバプテストの
信仰をやつておりました。それから戦
争になつて帰つて参りましたから、二
十一年三月に帰つて来て、カトリック
の……
○理事 それからですか、カトリック
は。
○証人 ええ、カトリックは極く新ら
しいのです。
○理事 分りました。実はこの甲府の
檢察廳を中心とするか、あなたを中心
とするか、問題にはなりますが、その
中で検事正官舎の敷地の、いわゆる交
換問題とでも言いますか、それについ
てお尋ねしたいのですが、あれは一体
どういふところから交換というような
問題が起つたのでございしますか。
○証人 これはいろいろ理由があるの
ですが、直接の原因は部下の検事が住
宅に非常に困つておつた。鈴木君は長
屋の極く汚ない家に住んでおつた。而
も道路より低いところに家が建つてお
つて、自動車なんか来てても腹を被る
ようなところでした。そうして雨漏りが

しても、屋根を直して呉れないような
ところになっていたのです。
○理事 馬屋の二階におつた方もおつ
たそうですが、皆さん非常に家でお困
りだつたというところは十分今まで伺
ておりますが。
○証人 それで何とかして住宅がなく
てはいかん。どうも、威信にも関する
というふうな考えでおつた。たまに
当時引揚者連盟の人々が検事正官舎を
二間引込めて、その前をずつと市場を
作るから引込んで貰いたい。そういう
ので陳情に來ました。併した引込
むというわけにもいかん。
○理事 それから地元の方からも、何
か開放して呉れという運動も起つてお
つたのじやありませんか。
○証人 そうです。紅梅町の町民が目
抜き場所の検事正官舎ひとりが厩大
な邸宅を構えておるといふことは、繁
榮のために好くないから退いて貰いた
いというので、町民全体から連判状を
取つて陳情に來ました。
○理事 それからその当時は甲府市で
は、その旧官舎敷地に対して何か都市
計画で、計画でも決つておりましたの
ですか。
○証人 その点は、その当時まだやつ
ていなかった。
○理事 それから市から、何か積極的
な希望を申出たというところもござい
せんか。
○証人 ええ、そうです。
○理事 そうすると引揚者団体から一
部の開放を迫られたのも、一つの動機
になつたわけですか。
○証人 そうです。
○理事 それと検事の住宅難というこ
とと、どう両方相俟つて何とかしなけ
ればならん、こうお考えになつたので
すね。
○証人 そうです。
○理事 どうが主ですか。
○証人 まあ両方共ですね。
○理事 そこに上村氏が現れたわけ
ですか。
○証人 そうです。
○理事 上村氏が現れたのはいつ頃
でございしますか。
○証人 日には、はつきり分らない
のですが、上村氏が経済事件を起して後
と思ふのです。
○理事 その前は、上村を御承知な
かつたわけですね。
○証人 全然知らなかつた。
○理事 経済事件が執行猶予の判決を
受けて、決まつてから間もなく参りま
したのですか。
○証人 それからつと後です。
○理事 誰が紹介いたしましたか。
○証人 丸山氏が紹介してその後……
○理事 丸山氏の紹介はございせん
か。
○証人 縣會議長の篠原氏もやはり紹
介した。
○理事 一番初め引き合はしたのは、
丸山氏でございしますね。
○証人 そうです。
○理事 それはどういふときに……
○証人 これは私の前に、上村氏が映
画館を持つており、近所であるし、そ
して経済事件を起して処罰を受けた。
今後一つ生れ変わったようにしてやつて
行きたいから、よろしくお願いした
い。こう言つて紹介して來たのです。
○理事 何をやるからです。少年保護
事業ですか。
○証人 いえ、今後上村氏がいる

第五部 法務委員会(第四回國會繼續)會議第三号 昭和二十四年一月七日【參議院】
二五

いかな仕事をしておるから、どうぞよろしくお願ひします、まあ近所附き合ひ……。

○理事 実業の方面で……。

○証人 そうです。

○理事 少年保護事業について、何か命名して貰いたいというのが丸山氏の紹介の目的だったように聞いておりますが、そうじゃないのですか。

○証人 それもあるのです。それも前

だったか、そのときだったか、その後

だったかよく分りませんが、刑務所を

出て、自分が感ずるところがあつて、

虞犯少年の指導を、自分も改心して立

派な者になるために、その機嫌の奉仕

として少年保護事業をするため、名

前を付けて貰いたい、こういうので、

よろしい、考えて置こうというの

で……。

○理事 その方が先ですね。それが一

番初めでしょう。

○証人 それは後です。

○理事 そうですか。その前に今後よ

ろしく頼むと言つて来たのですか。

○証人 ええ、そうです。

○理事 今まで私が聞いたところによ

りますと、一番初めは丸山氏があなた

の官舎に連れて行つて、そうして引き

会わせた。それで保護会の命名をあなた

にお願ひをした、こう言つておりま

す。

○証人 それは後です、その保護会の

話は、最初連れて来たのは、近所だつ

たので、そういう事件も起して、私も

眞ん前ですから、今後よろしくお指導

をお願いしたい。

○理事 そのときは篠原氏も連れて行

つたのですか。

○証人 いえ、別です。篠原氏はただ

自分で私の所に來て……。

○理事 引き合わせがなく、ただ言葉

で、こういう人間だというのですね。

○証人 そうです。今後はあなたよく

見てやつて呉れ、自分が使つてゐる、

これはよく働ける男だから、ああい

間違ひを起したから、今度は間違ひを

起すと、どうしても刑務所に入らなく

ちやならないようになるのだから、一

つよく保護してやつて呉れと、こう言

つて紹介されたのです。

○理事 それでどつちが先であるか、

これははつきりしておりますか。

○証人 はつきりしております。

○理事 丸山氏から聞かれたのが一番

初めですか。

○証人 そうです。

○理事 そのときに無論葡萄酒の間の

事件を挙げた。こういう事件に關係し

た人間だと言つて、こういう話をした

のですね。

○証人 ええ、そうです。

○理事 そうすると、後で丸山氏が連

れて来たときはよく御承知ですね。

○証人 よく知つております。

○理事 そのときはどこでお会いでし

たか。

○証人 官舎です。

○理事 官舎のどこです。

○証人 官舎の上り口の座敷だと思ひ

ますね。

○理事 やはり座敷に上つたのです

か、座敷に上つたとか、上らんとか二

つになつておりましたから、ちよつと

確かめて……。

○証人 多分座敷に上つたと思ひま

す。

○理事 何か、炬燵のあるような時期

ですね。まだ寒かつたとか、それは枝

葉の問題で何でもありませんけれど

も。それであなたのところに来たとき

には、その保護会の命名が主たる要件

でしたらうが、何か事件が案外軽く済

んだからというようなお心もあつて

来たのじゃないですか。

○証人 いえ、そうじゃない。刑務所

に入つて自分も余程考えて、自分も更

生して今後間違ひがないようにしたい

と、その機嫌のために少年の指導を引

受けることになつたのです。一つ名前

を付けて貰いたい、こういつたことが

あるのですが、それは丸山君と、一緒に

来たときじゃないと思つたのです。その

後だと思つたのです。考えて置こうとい

うので、バイブルから、ヨハネ傳の中

から新生の言葉を取つて新生寮と付け

て、君も新生しよう。

○理事 そのときの態度は立派な態度

ですか。

○証人 そうです。それはなか／＼間

違つたけれども、今度は本當の人間に

なつて行くだろうと、こう思ひまし

て、新生という名前を付けてやつたの

です。

○理事 それから後にたま／＼敷地問

題なんていうものが起つて来たのです

から、何か初めから計画的にあなたに

近付いて、敷地問題なんか有利に自分

に持運ぼうといつたようなことはあり

ませんでしたか。

○証人 本人の考えは初めから計画的

であつたかどうか分りませんけれど

も、初めはそういう話はなかつたので

す。ただ紅梅町の町民の方が移轉して

呉れという條件が、多分愛宕山だつた

と思ひます。

○理事 愛宕町。

○証人 愛宕山の方に検事正官舎を作

つて、そのまま移築するのだと、こう

いう話だつたのです。それは困るじや

ないか、ここを交つても同じことにな

るのじや何にもならないじやないかと

言つておつたときに、上村の方で検事

官舎を排えますから、検事正官舎は移

築して検事正官舎を排えるから一つ借

りて貰いたいと、こういう話が出て來

たのです。

○理事 愛宕山ですか、愛宕町で

すか、その方はただ検事正官舎を持つ

て行つて交換するという話だつたので

すね。それは地元町民の企てですか。

○証人 そうです。

○理事 それでは面白くないからと考

えてゐるところに、たま／＼丸山氏が

話を持つて来たというわけですか。

○証人 そうです。

○理事 そういう交換問題ということ

は、そうするとあなたの方から持ちか

けられたわけですか。上村からです

か。

○証人 上村からです。上村もやはり

紅梅町の町民ですから、移築問題につ

いての町民の連判状には上村も捺印し

てゐるのです。それで紅梅町の條件と

いうのが、検事正官舎だけを移築して

やるというところは、上村はよく知つて

ゐるのです。それじや検事正は承知し

ないから、検事官舎を皆作つてやつた

らどうですかというので、それならい

いだらうということでは話を進めたので

す。

○理事 愛宕山問題があるから、それ

を元にしてそれに検事正官舎を附加え

たということになるのですね。そうい

う條件を附加えて持つて来たわけだ

ね。あなたの方でなく上村の方か

ら……。

○証人 そうです。

○理事 それは全くあなたの発案じや

ないのですか、上村の発案ですか。上

村が検事官舎を持つて行つたら検事正

も聞かだらう、こう考えて上村が実際

考えたのですか。

○証人 上村も発案し、私も発案した

わけです。

○理事 どつちが主ですか。

○証人 私としては検事官舎を作つて

やりたいという考えは常にあつたので

すね。そこへ上村もそういう考えを持

つて来たから。

○理事 一致したというわけですか。

○証人 つまり両方の考えが一致した

から話が進んで行つたのです。

○理事 その当時そういう官舎を附加

えるというやうなこと、それから両方

の土地の廣さとか、或いは値段とかい

ふる違ひがありますね。その計算

なんか十分に考えておやりになりまし

たか。

○証人 十分考えましたです。

○理事 そのときにはそれで計算が立

つたのですか。

○証人 そのときの計算はあれを交換

して丁度いいように、まあどちらも損

得はない程度に計算が立つておつたの

です。

○理事 その基礎調査はどこでされま

したか、値段なんか。

○証人 それは税務署の賃貸借價格を

標準にやつたのと、それからその当時

の附近の地價を参酌して計算したので

す。

○理事 それは登記所なんかの評価

ですか。地價などは。

○証人 それはいろいろ／＼な方法で調査

したのですがね。

当じやないかと思ひますね。

○証人 外の方面というのはどの方面ですか。

○理事 経験のある方面。

○証人 銀行の頭取やなんか……。

○理事 そういふ方面でなく行政官廳方面、これは今では御承知でしょうが、會計法上、國有財産法上から申しまして、又實際行政の方面から言つても、相當面倒な問題だと思ひますけれども……。

○証人 私はこういう面倒な問題になるとは思ひなかつたのです。自分としては非常に慎重にやつたつもりです。

○理事 それだから私はそこでもつと慎重にやられる必要はなかつたかといふのです。

○証人 この上どういふ慎重なことをやるのですか。

○理事 私はあなたが十分おやりになつたかどうかを伺つておるのです。

○証人 私は十分ベストを盡したつもりです。

○証人 十分ベストを盡したと思ひます。

○理事 法務廳或いは高等檢察廳に交渉されるときに、もつとこういう点は調査しろとか、考え物じやないかといふような意見はなかつた、全然なかつたのですか。

○証人 法務廳からも來ましたです。こういう点、こういう点を調べろといふ何か通知が來ておるのです。

○理事 それはもうずつと、ぬかりなくおやりになつたのですか。

○証人 ええ、やりましたです。そうして報告したです。

○理事 この事件について法務廳からも出張され、それから大藏事務官も出ておられますね。

○証人 ええ、そうです。

○理事 あれはやはりあなたの方から御要求になつて出張しておつたのですか。

○証人 あれは前に法務廳の方へ行つてですね。こういう調査をして、こういうことになつてやろうと、こう言つたところが、これは大藏省の所管だから大藏省に渡りを付けて、法務廳と両方で行かせるからということで、法務廳から行かしたのです。

○理事 あなたは特にそれは法務廳と大藏省と一緒に來て調べて呉れ、で早くこれは片付けて呉れとおつしやつたのじやないのですか。

○証人 私の方からですか。

○理事 ええ、特にそれを要請した、強く要請したというのじやないのですか。

○証人 こつちが大藏省の役人來て呉れということ、初めはそういうことは考へ付いておらなかつたのです。

○理事 法務廳の方の注意ですか。

○証人 ええ。

○理事 そのときに何か關係官吏を向うで御馳走したとかいうようなことはございせんか。

○証人 誰ですか。

○理事 その大藏省と法務廳關係の人を御馳走したという事は……。

○証人 そんなことはないです。

○理事 あるようですがね。

○証人 私はおりはせんです。そういう御馳走したところへ……知らないです。

○理事 あなたは御承知ないかも知れないが……。

○証人 それは次席なり、あの当時の次席は三堀檢事ですが、次席やなんか普通、この本廳あたりから來る事務官に対する普通の儀禮上のことはしたかも知れませんが、殊更に御馳走するなといふことは知らんです。

○理事 その程度じやないのですか。御馳走するといふ程度ですかね。

○証人 普通の接待をやつたのですね。

○理事 普通の接待はやつたろうと思ひますね。

○証人 普通の儀禮はするです。させます。私はおらんでも、普通の儀禮はしなければならんから、それは次席の方で心得て任意やるです。

○理事 そのとき加藤といふ事務官が行つたのですか。大藏省の……。

○証人 五人程來たのですがね。名前を覚えておりません。

○理事 そういふときは檢察廳の方じやどういふ人が接待に出るんですか。

○証人 事務局長級の人だけですか。檢事の人なんか出られないですか。

○証人 まあ檢事級の者が來れば檢事が出ますし、それから事務官級の者が來れば事務局長が然るべくやるです。

あつたからといって直ぐに……。
○理事 加藤氏が進んでそういう計画を立てて呉れたのですか。どうですか。そのときの経緯は……。
○証人 覚えておりませんが、あの当時は名取君が事務局長でしたから、名取君とそれから事務局長に折衝してやつて、結局都市計画の中へ……。
○理事 そういうことは名取氏がよく御承知なんですね。あなたは任しておられた。
○証人 任すというわけじゃないですが、事務局長と話を……。
○理事 下の折衝は名取氏がやつて、そして後はあなたが承認を求めるとすね。その当時この甲府市の都市計画というものは、もうすでにその時に確立しておつたんですか。
○証人 それは都市計画課長と会つたときに、両方都市計画に入つておるといふ……。
○理事 入つておるといふことは言つておりましたか。
○証人 ええ。
○理事 或いはこれがきつかけになつて、早くさせるというようなこともあつたんじゃないかと思うのですが、そんなことはございませんか。もうすでに決つておつたようですが。
○証人 自然決つておつたと思うのです。ずつと前から官舎のところは都市計画の道路がずつと付くので、官舎も二間くらい下らなくちやならんという話は前から聞いておつたんです。
○理事 甲府市としては、特にあの繁華街を市自身として何かに利用するといふ意向はなかつたのですか。
○証人 そういふ意向は聞いていません。
○理事 そういふ空気もございませんでしたか。こちらの計画はよいことだからというので、直ぐ承認して呉れたわけではございませんか。
○証人 初めから甲府市は、この道路に幾分か何か要するんですからね。甲府市は勿論この何が自分で進んでもそれを成立させたい考えがあるだろうと思ふのです。
○理事 道路の方からは……市自身がそこになんか公共の物を建てるとかいふようなお考えはなかつたのですか。
○証人 そういふことは聞いておりません。
○理事 都市計画でどういふ地区にするという確定案はなかつたわけですね。だから道路敷くらしいのもございしますが、そこまで分らんかも知りませんが、何かそんなお話はなかつたんですか。
○証人 内容は分りませんが、少なくとも道路だけは、官舎の表と横は買収しなければならんといふことは前から聞いたが、市自身としては、あそこは繁華街の中心地に接近しておるものから、検事正官舎があつたところのは邪魔になつてしようがないといふのは、市の輿論であつたのです。
○理事 それから実際に住いになつて、非常に悪い点はどういふ点でございしますか。
○証人 これはですね。子供が困るです。勉強ができませんので、じやん／＼孤児院でやるし、前と横が映画館ですからね。やかましくてしょうがないところに、あそこは非常に人通りが、川に水が流れるように流れておるんですから……。
○理事 昔からの敷地ですね。
○証人 そうです。
○理事 前から問題はあつたんですか。
○証人 前はあそこは繁華街じやなかつたんですが、前は住宅地としてはよかつたのですが、段々あつちの方へ映画館ができたのもんでから繁華になつちやつたんです。
○理事 それで今のその官舎は戦災後できた官舎じやないんですか。
○証人 そうです。
○理事 映画館といふものも戦災後にできたわけではございませんか。
○証人 そうです。
○理事 それまでは静かなところであつたんですね。
○証人 静かなところだつたらしいです。
○理事 次に少年の町のことにいっておきたいのですが、それより前に司法保護事業でございしますね。殊に少年保護事業については今でも御職掌柄御関係があるわけですね。
○証人 そうです。
○理事 御経験はどのくらいございしますか、司法保護事業については。
○証人 司法保護事業は何ですね。熊本の地方檢察廳に上席検事として行つてから、主として司法保護事業の担任をして関係しておりました。二十四、五年やつております。
○理事 少年保護のことともそのときからやつておるのですか。
○証人 そうです。
○理事 保護検事何かやつておつたことがありますか。
○証人 保護検事もやつておりますし、担当検事になつても、保護については昔は大変激励されてやつたものです。
○理事 少年保護事業の将来の見通しなどはどんなものですか、あなた様のお考えは。
○証人 見通しと言いますと……。
○理事 将来どうしたらいいといふ……現在はどうでございしますか。
○証人 現在の保護事業はなつてないと思ひます。
○理事 そうですか。それに関連して少年の町などの設立といふことをお考えになつたのですか。
○証人 それもあるのですが、これは私の個人的な経験からも一つは理由が出ておるのです。私沖繩にいましたときに、御承知のように戦争になりましたので、そして丁度アメリカ軍が上陸して、逃げ廻つて幾度か爆撃が轟然と以て命が無くなりかけたことがあるのです。もう到底生きる望みがなかつたのです。尤も奇蹟的なときが……爆撃が来て丁度話をしておる相手の人が破片で死んで、私は吹き飛んでしまつたところがある。そのときにも傷一つ負わなかつた。それから署長と一緒に馬小屋に逃げた行つたときに、馬小屋が潰れて隣りの百姓連中が十人ばかり死んでしまつたが、私は生きておる。それからそこを出てから砲兵隊に出遭つたのです。もう閣下駄目です。ここでもう玉碎きしようと言われ、そして何でですね。そのとき砲二門を持つておつた。閣下何処にいらつしやる、行く所がないのだ、うろ／＼しているのだ。じやあなたのお所を捨ててあげましようと言つて鎗を捨てて呉れたのです。鎗に入つて二十一人兵がやつて皆兵が死んでしまつた。私一人残つて、一人でうろ／＼してしまつた。そういうような調子で、まあ逃げ場が無くなつちやつて身体きまつて、そこで眞壁の谷に行つたときに、百姓家の、百姓連中が石を積んだ防空壕見たいなものに入つて、点々とうやつておる、そこへ入れて貰つたのです。一つの壕に……そうすると海岸から狙い撃ちによつ／＼やられて死んでしまふ。ここにおつてもしょうがないといふので、今度海岸の方へ逃げて行かなければならんといふのですが、途中で百姓連中と一緒に逃げたのですが、途中で以てもう峠を越すのに五十人ぐらいたつた／＼死んで行くのです。こつちにおつても魔の谷見たいに死ぬし、こちらに逃げようと思へば、どん／＼死んで行く。身体きまつたんです。そのときに私は何でですね。初めてこの天命を知つたのです。五十にして天命を知るという話があるのですが、初めて天命といふものを、実際に自分がこつちやつて生かされておるのは一つの私には使命があるのだ。用がなければ死んで……殺されるのだといふことをつくづく感じまして、それから、これからは天命に従つて、いわゆる神の命に従つて一つ生きなくちやならん。そういう使命が負われるのだといふことを感じて、それをただ一つのおみやげに内地に帰つて来たのです。それで神戸に來てうろ／＼もりで勤務しておつたのですが、瑞穂の事業といふものが自分のやはり天から授けられた使命だといふ感じがして……。
○理事 そうすると、もう全くあなたの御提案ですね、この少年の町設立

は……。

○証人 そうです。

○理事 お考えは分りましたが、これの企画に参画した人というのはどんな人々ですか、誰々ですか。

○証人 これはです。初めカトリック文化協会がこれを経営したいという、こういう話で、文化協会の小松神父と……。

○理事 それはフナガン神父が来られる前からですか。

○証人 前からです。それで文化協会です。一つ引受けて貰って、そうしてカトリック側からの資金をやつたらいいだろう、こういうつもりで始めたんです。ところがカトリックの文化協会の内部の事情は分りませんが、何か分裂して……。

○理事 何かそういうことがありましたね。

○証人 それで大体イエスがこれを受持つてやる考えであつたらしいのです。小松神父の話によると、それがいつの間にか文化協会も分裂して、而もなくなつたのです。それで私に相談せず、この事業を横浜教区に移しちやつた、で協田司教の管下に入つてやることになつたのです。そして私はそのつもりで縣の方には交渉して、こちらに文化施設をやるといふこととで縣の承認を経たんですね。ところがカトリック教会の方では、一向これをやらない、やらないから田中耕太郎先生なんかも来て貰つたりして相談しておる、それでどうもカトリックが無責任極まるじやないか、こういうので田中先生のところに行つてですね。そうして、横浜の司教に会つて、そうして話しをして貰つた。田中先生は、檢

事正の方でそうやつておるのに、教會側の方で余り積極的によられんという

ことはよくないということでも司教に勧告されたと思うのです。

○理事 それで結局まああなたが中心になつてやられたわけですね。

○証人 そうです。

○理事 それからこれはまあ相当大きな仕事のようにですが、資金関係というのは、これは重大問題だと思ひますが、現在までに集まつておる寄附金というのはどのくらいありますか。

○証人 現在会計帳簿を見ないでよく分りませんが。

○理事 大体よろしうございます。

○証人 大体浅川さんの百五十万円、それから……。

○理事 あとは十万円、五万円の口ですね。

○証人 それから川口さんが五十万円のうち三十万円ですね、あとはまあ小さい。

○理事 上村君も百万円とか……。

○証人 百万円出すということになつておるのですが、まだ出さないのです。それでまだ精算はしてない。大体上村君も熱心家ですから、自分で資金を出してどん／＼山の調査をしたりなんかしておるのですから、上村君の資金の精算はまだできていない。

○理事 この中には問題になるような人、前科者、或いは團商人、或いは團成金とかいうように、檢察当局に後ろ暗い人はいないのではありませんか。

○証人 いらない。

○理事 そういう人は避けられたのではありませんか。

○証人 勿論避けたのであります。苟も公共的な……。

○理事 上村氏は別ですね。

○証人 上村も同じことです。

○理事 上村も前科がありますね。

○証人 前科は、あれは改心して、そうして自分から保護收容所を捨ててやろうと言つておるのですからね。上村だけは前科であつても別だといふのではないのです。人間として私は正しい人間を關係させてやろうと思つておるのではありません。

○理事 外にはそういう人がございませうか。前科者でも良くなつた人で、これはと思ふような人格の高い人の寄附といふのは、特にそういうことはございませうか。

○証人 前科者かつたといふのはどういふことですか。

○理事 前科とか、考え方の悪い人を、そういう……。

○証人 考え方は、悪いと言へば人間は全部考え方の悪い人もあると思ひます。神様でない以外にはいいこともあ

るし、悪いこともあると思ひます。

○理事 我々外部の者から見ますと、あなたがやはり寄附の方をいろ／＼勧誘せられたものと思ふのであります。が、そういうことは檢察陣の方としてやらすのは……。

○証人 僕が寄附を勧誘したと言われると、甚だどうも私の氣持にびつたり

せんと思ふのであります。將來瑞麟にボーイスタウンを作つて甲府に一人も犯罪人をないようにしよ、それが

ためには一つ立派な收容所を作らうじやないか、そして仕事をせよとやう

じやないかと、こういう計画の話をすれば、私はそれじやこれだけ出したいと、こゝろ来たわけなんでありまして、

お前はこれだけ寄附をせよといふ寄附

を勧誘したのではありません。

○理事 それは全然ないのであります

か。

○証人 檢察正が寄附を勧誘したところ言われれば、形の上ではそういうことはやれるかも知れないけれども……。

○理事 それはそういう氣持ではなかつたといふわけですね。

○証人 そういう金を集めて、そうしてこれをこゝろしようといふのでなしに、お前らこゝろいう仕事をやつたらどうだ、こゝろいうように話して、この瑞麟の事業といふものができておる。

○理事 そうすると、あとでお伺ひいたしますが、法律専門学校の資金なんかもやはり同様ですか。

○証人 法律学校は違つてです。

○理事 違つてですか、これはみずから、檢察廳みずから働きかけて寄附を求めたのですか。

○証人 これもそう言われると……。

○理事 やはり同じようですか。

○証人 私の氣持にびつたり合つた

す。そういうただ大體にそういわれ

ると、これは法律学校の成り立ち

したいと思ふのですけれども、これは

何です。私が来たときに巡査の養成

をするのに三月警察学校へ入れてお

るわけですね。ところが部屋がなかつた

り、教授する者が少なかつたり、経費

せなければいかんと、こゝろいので巡査になる人間の講習なり、或いは教養をする施設をしたいということで、私が提唱したのであります。

○理事 話が出ましたから序でに、法律専門学校の設立のお氣持がそれに現れますが、土地の人の法律知識を高揚するとか、そういうことはないので

ですね。主として警察官だけですか。

○証人 巡査を養成するといふことが一番初めの主眼点だつた、動機であつたのです。

○理事 それから裁判所の事務官とか、刑務所の看守とか、そういう者も無論考えに入れておられたのでしよう

ね。法律学校の方は……。

○証人 一番最初は巡査だけが私の頭に

にあつたのです。そうしてその施設を

したい、こゝろ言つて各理事者に話した

ところが、そんならつぽけなことより

か、判檢事が教えて呉れるなら、一般

理事者側の要求があつたので、それは

それだけの施設ができるなら、それは

結構だから、それはやつてもいい、こ

ういうので大きくなつたのです。

○理事 それで今はやはり官吏養成で

すね。主として……一般の法律知識と

いうあれではないですね。程度は専門

学校と言つても低い程度ですね。

田中先生は、横濱の司教に会つて、そうして話をして貰つた。田中先生は、檢事希望も入れて……。

○証人 中学卒業程度の学力を持つておる者を入れて……。

○理事 それで一年でございましてね。一年というのには学級も一つでやるのですか。

○証人 一学級で……。

○理事 途中で入れないのですか。途中入れて、リレー式にやるのじやないですか。

○証人 途中で入れてもよいのです。

○理事 何学級か入れて続けてやるのですか。どのくらい收容するのですか、收容定員は……。

○証人 私の考えでは三百人くらい。

○理事 いつ頃から開校ですか。大分進んでおりますか。

○証人 漸く家ができたくらいです。これから四月から始めたい。その間、家ができたですから、勿体ないから、成人教育か、講習会かやつたらよいと思つております。

○理事 それでは又元の少年の町に移りますが、こういう非常に結構な設備だと思ひますが、世の中の人はいろいろ批評もいたしますが、この少年の町の設立をあなたが御計画になつたのは、老後の事業として経営に當らうといふことを考えたので、池田はやつておるのだといふ、こういうようなことを言つておる人があるようですが、そんな考えもございしたか。

○証人 それは老後の事業になるかも知れんし、どうなるか、私は自分のことを考へてやつておるわけではない。將來私が役を辭めれば、どうせ私は年寄ですから、もう四、五年したら死ぬるでしようが、年寄がそういう仕事をやることになるかも知れない。

○理事 そのためにやられたわけでは

ないのですか。

○証人 そのためではないですね。一般の山梨縣の教化事業のために起したので、自分なんかどうでも、神繩の戦争以來私は神様に捧げておる身体ですから、老後がどうのこうのといふことは、そんなことは考へていません。

○理事 いろいろ言ひ人もあるし、投書もあるから何つたのです。

○証人 人間ですから、食うことは当然考へるでしよう。

○理事 それから瑞牆の山の上に大きな十字架を立てる御計画になつておるのですか。

○証人 立てる計画をしておるのです。それから何か御自分で墓地まで選ばれたということもあります。

○証人 これは瑞牆に自分の一生を捧げて、そういう少年の指導に當りたいという、全國から何十人か、私の方に志願者があるのです。そういう人間のためには、これを生死の場所としてやるのだから、墓場は丁寧に綺麗に持たなければならぬと思つておる。自分が死ぬための墓場じやない。瑞牆のために一生を捧げたいという人のために綺麗に……。

○理事 聖地を開いてやろう……。

○証人 その墓場を立てて、一番綺麗な墓場を立ててやろうと思つておる。若し私がそこで死ぬるなら、その墓場の中に入るかも知れない。

○理事 いや分りました。それで法律学校の、これは設立準備として、理事なんという者を作られたですが、それはどういふ人々ですか。理事長は……。

○証人 そうです。

○理事 そうしてその設立準備に當るという理事者はどういふ人ですか。

○証人 浅川隆治郎、浅川彦六、川口莊二郎、大島利元、中村……。

○理事 それは精神的方面の人でしやうね。

○証人 これは皆実業家です。中村何とか言ひます。これは皆実業家で金持です。それから僕と次席理事と、これだけ。

○理事 そういふ人の人選は、十分御注意になつておるのですか。

○証人 そうです。皆立派な人です。

○理事 このことについても理事長にはお話しになつておるのですか。

○証人 勿論やつておるのです。

○理事 それでそのことについては、理事長から何か御注意があつたのじやないですか。

○証人 ありません。それは結構なこつちやなあとこの話だつたのです。

○理事 併しまあ何か専門学校とか大学にするには、資格審査とか。いろいろ面倒があるとかいふようなお話などもされたことがあるらしいですね。

○証人 資格審査、皆やつておるです。

○理事 でも格を上にするとなかなかむずかしい。それから教室の設備なんかはなかなか厄介ですね。大学では……。

○証人 そういふ話は聴きました。です。いろいろ御注意も受けておるのです。そういう理事長自身も学校の理事をしておられるですから、その経験からいろいろ御注意を受けております。

○理事 今まで寄附金はどのくらい集まつておりますか、学校の寄附金。

○証人 泉さんが見えたときに出しておられるのですが、三百何万少し、三百二十何万くらいですね。

○理事 その寄附金のことについて、理事長から質問されたことはありますか。

○証人 ないですね。

○理事 そうですか、理事長が少し心配して、檢察陣営の方が陣頭に立つて募金なんか集めては困るというやうなことを言われてはおりませんか。そういう噂を聴いたら、あなたから、いや、そんなことはないと思へた。

○証人 それは昨日か、一昨日か、雪下檢察が来て、檢察正が檢察室へ持つて行つて寄附者を集めて、お前幾ら寄附せいで、お前幾ら寄附せいでと割当したろう、どうもそれじや面白くないじやないかとやつて心配しておられたといふことを雪下檢察から聴いたものですから、飛んでもない話だ、そんなことはありはしない、誰がそんなことを言つておるのかと言つて、雪下檢察に私は詰問したことがあるのです。

○理事 その前にあなたは檢察長の前で、檢察陣営がそんな募金なんかの運動をしない、こゝ言われた。そこへまあ誰かが行つて、どうも檢察陣営が直接やつておるやうだと言つたら、それは大変だといふことになつたらしいですが、そんなことは雪下さん話してませんでしたか。

○証人 雪下さんが話したのは、今のやうな話をしたら、そんなことは絶対にないのだ。

○理事 それは檢察正室に呼んで割当てたというその質問ですか。

○証人 ええ、だからそんな馬鹿な話はないと言つて、私は雪下檢察に強く話したことがあるのです。

○理事 そうですか、分りました。それからあなたは今理事長をやつておられますが、將來校長を設けるとは、どういふ人を校長に當てられるつもりですか、御自身おなりになりますか。

○証人 これについては、私は非常に考へておるんです。この間、ずっと前からですが、どうしても教育といふことと宗教といふことを結び付けなければいけないと、こゝ思つておるのですが、それから官立の学校では宗教教育をするといふことについてはいけないことになつております。私立だつたらいいと思ひます。それでカトリックの方から應援して貰つて、そして人間の人格の陶冶、養成なんという方面に主として力を入れて貰いたい、こゝいうことでチャチ博士を学校の校長になつて貰つたらどうか、そして倫理學なり、聖書なり或いは英語なりを外人の方から一つ受持つて貰いたい、こゝいうことを今折衝して、大体の内諾は得ておるのです。その條件についてどういふ條件を要求するのか、それを一應聴きまして……。

○理事 そうすると巷間で噂しておる、あなたが初代の校長におなりになるという、そんな計画はないわけですね。むしろ反対ですね。外の方を引張つて来ようと思つておるわけですね。

○証人 私はチャチ博士を校長にしたいと思つておるのです。校長になる人が、形式的に申請をするときに校長になる人の埋合せがつかんから、私が校

長になることになつておるのです。予定では……。

○理事 予定には。そのためにあなたは何でも轉任の交渉を受けてもそれを拒絶しておるというやうな噂が立つておるのですが、そんなことはないのですか。

○証人 そんなことはありません。轉任の交渉を受けたことは一遍もありません。

○理事 あなた自身はこの学校問題もあるし、少年の問題もあるし、轉任は嫌なんですか。

○証人 あまり希望しないですね。

○理事 そういふ意思表示をされたことはありませんか。

○証人 あります。

○理事 それはどういふ機会にですか。

○証人 高檢の次席檢事と、宴会の席上酒を飲んで、これは瑞穂の仕事も、法律学校も今できておるから、今轉任することは余り好まん、こゝういふことは塞谷檢事に話をしたことがあるのです。

○理事 それは酒席ですか。

○証人 酒席です。

○理事 お酒をお飲みになるのですか。

○証人 飲みます。

○理事 クリスチャンの方でも差支ないのですか。

○証人 これは新教のプロテスタントは大體酒を飲まないのです。私も酒を飲まないために、十三年一滴も飲まないために、えらい目に遭つたのです。大體檢事なども飲み、上席の檢事が酒を飲まんで貴様一休何の仕事ができるか。宮城長五郎氏が大臣のとき、貴様

酒を飲まんそうじやなと、三、四回は酒を飲まんというてやかましく叱られた。それでさうかな、それなら私もちと酒を飲まなければ出世しないのだから勝手にしなさいというので、土に酒を飲む檢事正の下に附いて行つてから覚えが悪くて、對馬に流されたことがあるのですが、それで酒を飲まんで苦しんだ。

○理事 分りました。それは腦道ですか、その程度にして下さい。ちよつと承つて置きたいのは、名取忠雄氏ですか、あの關係はどういふ御關係ですか。

○証人 名取君ですか。あれは非常に警察署長として、私が巡視したり何かして親しく見たところが非常に立派な署長だと思つたのです。それで二級事務官を取るのに名取君を……。

○理事 引き抜いたわけですか。

○証人 引つて抜いたわけですか。

○理事 そうすると使つておる間に武徳會關係で追放されて、それで上村氏の方に何をなさつた。それで引つて抜いて辞めたのですから、食うに困つちやつた。それからどこか私も世話しなければならぬといふので、あちこち世話をしたのです。そのうちに上村氏が相當係給を出すと言ひから、上村氏に……。

○理事 その係給といふのは五千元と聞いておりますが、その外にも家をやるという條件をお付けになつた。それはあなたがたにお付けになつたのですか。

○証人 そんな條件ではないです。五千円ばかりです。

○理事 住居を保障してやる。住居だけじゃない。住居といふのは借りてもいい。大體貸してやるというのが普通

の例ですが、それ以上にあれは何十万、三十万円に値いするやうな家屋敷を買つて下さいませ。それは御承知でございませうね。

○証人 それが……。

○理事 それはやはりあなたがたにお付けになつたじやないでしょうか。

○証人 私は條件を付けやしません。私の家へ上村氏を呼んで、最後の決定をした。私はあの当時の價格から、四千円くらいが適当だと思つたのです。

○理事 ところが名取君は五千円くらいなければ困る。家族もおるし、それから今までの係給から見ても、五千円くらいであつたらいふ言つた。ところが上村君承知しないかと思つたところが、ようございませう。五千円で一つ引受けましようといふことで……。

○理事 その当時は家屋敷の問題はなかつたのですか。

○証人 なかつたです。その後……。

○理事 その後……。

○証人 その後名取君と上村君との間に今の家は借家だし、退かなければならぬからといふので、家を建てて欲しいといふ話もあつて、そうして上村氏が、それが建ててやるやういふ話ができたと思ふのです。ですから今度の家を作るときも、私はどんな契約でいふ家ができたんや、いつあすこへ引越したのやら知らないです。

○理事 それをお知りになつてどういふふうにお考えになりましたか。そういうあなたの御紹介で、五千円だけでもうこれは十分だと思つて紹介された人が、實際向うに行つて大體三十万円くらいと見積つて、三十万円くらいの家屋敷を買つた。これはどうもちよつと私は常識で考へて、どうしても判断

できないですが、あなたはどういふふうにお考えになりましたか。

○証人 えらい思い切つたことをするもんだと思つたです。

○理事 思い切つただけでなく、何かそこがあつたじやないですか。あなたに對して大いに報いるとか、間接にするとか、或いはそこに中間に何かあつたといふやうなことはちよつと考へられませんか、如何ですか。何も理由がなしに、ただ今までの關係でそんな莫大なものが贈與できるものでしょうか。常識的に考へて、どうも納得行かないですが……。

○証人 常識的に考へれば、それくらいのことにはしてもいいと思つたすね、それは上村氏は學問もなしですね、さうして名取君が上村氏の家老格ですが、すべて上村の事業の働きをやつておるのですから、大體立派な大名なら自分の地位の半分をやつてでも、いいさむらいを抱えるやうなもので……。

○理事 それは昔のことであつて、今もありましようかね。

○証人 だから私は上村氏も思い切つたことをするなといつて感心しておるのです。

○理事 私がちよつと調べたときには、そのときにそれは條件が附せられておるやうに思ふのですが、あなたは御關係になつておるじやないですか。

○証人 私は關係しないです。それは上村氏のところに附いておれば、或はいう活氣のある実業家だから、將來伸びるぞといふて私は喜んだのです。名取君ですすね。

○理事 今あなたは常識でそれは考へられるとおつちやつたけれども、我々の常識と大分かけ離れて、我々がどう

かしておるかとも知れない。

○証人 上村氏の事業をあなたはよく知られると、いろ／＼な事業をやつておるのに、いい番頭がおらなければ、それは事業もうまく行かないと思ふのです。

○理事 それ程の腕くらいで、それ程社会的にも價值付けられる人ですか。

○証人 名取君ですか。

○理事 ええ。

○証人 それはあれだけの人間はないです。そのくらいのことをして私に十分價值があると思つたすね。

○理事 そうですか。

○証人 今の被服工業株式會社……。

○理事 それはあなたが御承知ですか、御本人上村が知つておるんですか。

○証人 上村は自分が使つておりますので知つております。

○理事 いや初めて雇うときに……。

○証人 雇うときですか。

○理事 ええ。

○証人 上村はよく知つております。あなたは御承知なくとも、それは御本人の間に……あなたは御承知だと思ひますが、それはないとして、御本人同志約束しておる。使つて見てそれは百万円の値打のある人もあるでしようが、使わないで、何十万円の値打といふことは何か認められませんか。

○証人 それは名取署長と言へば、山梨縣の警察界でも有名な人物です。そして同じ北巨摩ですからね。

○理事 警察署長という者はそんなに偉い者ですか。社会的にそんなに買われるのですか。

○証人 それは人物次第ですがね。警察署長だから特に偉いというものはないでしょう。人物としてはあれは非難のない真つ直ぐのいい男です。

○理事 それは見解の相違です。幾らやつても片が付きませんでしようから、それぐらいにして、その結論的に、この今いるこの材料で私は申し上げたんですが、忌憚なく申上げたんですが、その材料の主たるものは、主として新聞とか、投書とか、投書も各方面に對する投書はありますが、とにかくこういうふうな参議院の委員会の問題にまでなつて、結果においては相當社會の耳目を衝動したという大袈裟になるが、騒がしておるわけです。これについての御感想はどんなふうですか。こういう事態に立ち至つた今日になつてですね。どういふふうにお考えですか。

○証人 感想ですか、遠慮なく言わせて貰へばですね。自分の個人的な考えから言へばですね。こうやつて大體國會も見たこともない、来たこともないとき、こういう事件のためにこうして見物をして頂いて、又いふ／＼な非難を受けたら何かして、ここまで呼出されていふ／＼な騒動をしたことは、個人的に大変いいことですね。個人的にはいいことであるけれども、この法律学校なり、或いは瑞穂の事業を進行する上においては、非常に困つて非常に遺憾千万なんです。これは私としては参議院から表彰でも受けてもいいくらいに考へておる事柄ですね。こんなに、そんな何だか検事は不正をしたような疑いで調べられるというやうなことを、世間で考へさせられるやうなことになるという事は非常に

遺憾千万なんです。大體自分としては山梨文化のために貢献したい。而も一身を捧げて眞剣にすべてのことをやろうという考へであるのに、如何にも私情でいてこんなことをやつておるやうに世間には思はれるやうな噂が立つて、これは非常に遺憾と申すのです。これがためにこういうことがまあ仮にできて、参議院の方で實際検事は不正なことがないんだと、そうしてやることは非常に立派なことをやつたんだという結論になつて發表して頂くなら、この事件は非常にいいことだと思ふのです。

○理事 まあそういう決定は我々委員だけでやるわけでもありません。まあどうしろ、こうしろという権限もないわけですが、まあこういう事態を惹起したことは、法務廳或いは檢察事務關係が、結果においてどういふふうに感ぜられますか。世間から見てもどういふふうに感ぜられておりますか。

○証人 結果において新聞あたりを見ると、検事は何か悪いことをしておるやうに……。

○理事 必ずしもそうじゃないですがね。

○証人 よいようには思えないのです。甚だ心外千万だと思つておる。併しどうも神様のやることだから、神様が何かの計画で、もういふやうなコースを取つて行かせて下さるのだから、この結果はよくなつて行かなければならぬと思ひますね。だからこういふことをやるに、いふ／＼なやういふ面倒なことが起つても、變なる神のやられることですから、きつといひ結果が起るだろうと思ふのです。

て、一體檢察廳がいふ／＼な寄附問題に關係されて、殊に保護事業關係で大方そういうふうな義務付けられるというふうな、あれについてはどうお考えになりますか。

○証人 どうも日本人は、もう少し金持は寄附して、社會事業に多く金を投げ出さなければいかんと思ひますね。だから金持が寄附せなければいかんと思ひます。外國あたりの金持は随分寄附するのですけれども、日本人はですね。

○理事 その出し凝つておる日本人に對して、そういう寄附の勧請なんかをやられる檢察正、連合会同などをやつておられる檢察正がどういふふうにお考えになつておられますか。

○証人 寄附は、大いに寄附した方がいいと思ひます。

○理事 實際おやりになるのにどうですか。非常に困るのですか。御迷惑になりませんか。

○証人 困らなすね。寄附は寄附です。非常な淨財で、すからね。

でしよう。あるでしようが、今お問ひになつておるのは寄附することがいいか悪いか……。

○理事 いや、寄附を勧請するのです。寄附を求められることが檢察人としてどうですか。檢察の仕事をやつておられる方が、そういうことをやらなければならぬのはどうですか。お困りではないでしようかというのです。保護事業のために淨財ではあります。この問題ではなく一般的にですね。それであなたの方のお立場はどうでしよう。

○証人 立場と言つて、立場は檢察正の立場です。

○理事 何かそれには差障りはありませんか。

○証人 ありませんね。悪いことをしたら糾弾します。いいことは褒めます。これははつきりしておるのです。

○理事 それはもうずつとの檢察は皆そういうお考えでやつておられるのですか。

○証人 そうです。

○理事 それは結構です。

○証人 大體私の考へでは、檢察も檢察正もですが、大體檢察というものは人の犯罪をただ縛るだけが能ではないと思ひます。犯罪をなくするやうに、あらゆる社會活動をするのが檢察の仕事だと思ふのです。強いて人の誤解を受けるやうなことをする必要はないですけれどもね。

○理事 (岡部署長) それは御尤もですね。そちらはよろしうございませうか……それではどうも長い間遅くまで御苦勞さまでございました。明日は午前十時から開会いたします。

午後六時一分散會
出席者は左の通り。

委員

証人

甲府地方檢察廳檢察正 池田 九郎君
甲府地方檢察廳 池田 貞二君
甲府地方檢察廳 鈴木 壽一君
甲府地方檢察廳 上村 文一君
山梨少年院 丸山幸右衛門君
民道場長 名取 忠雄君

昭和二十四年一月二十八日印刷

昭和二十四年一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局